

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月21日提出
【計算期間】	第23期(自 2020年7月23日至 2021年7月26日)
【ファンド名】	三菱UFJ グローバルバランス（積極型） 三菱UFJ グローバルバランス（安定型）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

三菱UFJ グローバルバランス（積極型）は、中長期的に信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

三菱UFJ グローバルバランス（安定型）は、中長期的に信託財産の安定的な成長を目標として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2,500億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ( )
		その他資産 ( )		
		資産複合		

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回					
中小型株	年6回	北米				
債券	(隔月)	欧州			その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般	年12回	アジア				
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	( )	中近東 (中東)				その他 ( )
属性 ( )		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容に

については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

### 「三菱UFJ」グローバルバランス(積極型)

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、中長期的な経済シナリオに基づき適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に着実な値上がり益の獲得をめざします。

### 「三菱UFJ」グローバルバランス(安定型)

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、中長期的な経済シナリオに基づき適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に安定的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

特色

1

日本を含む世界の株式・債券にバランスよく投資します。

マザーファンドを通じて「日本株式」、「日本債券」、「外国株式」、「外国債券」の4つの資産に分散投資を行います。

特色

2

株式投資比率の異なる「積極型」と「安定型」の2つのファンドからお選びいただけます。

ファンド名	株式への基本資産配分	特徴
三菱UFJ「グローバルバランス(積極型)」	60%	安定性を重視しつつ、成長性も追求した運用を行います。
三菱UFJ「グローバルバランス(安定型)」	40%	安定性を重視した運用を行います。

### ◎ 資産配分のイメージ図



※各ファンドの資産配分は、短期経済シナリオ、投資環境分析等により、原則、基本資産配分±変更限度幅の範囲内で決定されます。なお、上記の資産配分は、各マザーファンドへの投資比率を示したものです。

※中長期的な経済シナリオが変化すると判断した場合は、基本資産配分を見直すことがあります。

各ファンドは無手数料でスイッチング(乗換)が可能です。ただし、スイッチングの際に換金するファンドの基準価額から信託財産留保額(当該基準価額の0.3%)および税金が差し引かれます。

特色

3 各ファンドの資産配分については、MU投資顧問株式会社の投資助言を受けます。

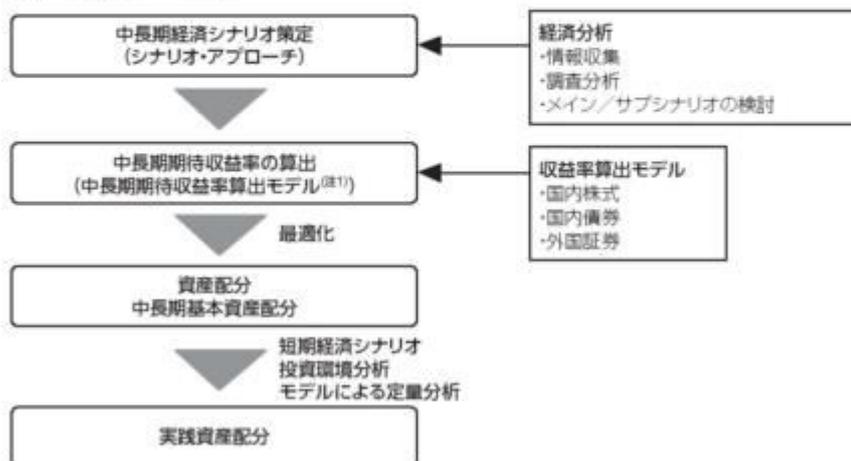
### ■MU投資顧問株式会社

MUFGグループにおいて、年金資産（企業年金・公的年金等）の投資一任運用を中核業務とする資産運用会社。

1985年の創業以来、MUFGグループのグローバルな情報ネットワークを活用しつつ、徹底したファンダメンタルズ分析に基づいたアクティブ運用を行い、中長期的に市場を上回る投資成果をめざした運用を行っています。

※ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

### ■資産配分の決定プロセス



(注1) 中長期期待収益率算出モデル

各経済シナリオ毎に定めた日米欧各国の経済成長率、インフレ、金融政策、経常収支等を基に、日米欧の各資産の期待収益率を算出します。最終的に各シナリオの生起確率で加重平均し、中長期の期待収益率を算出します。

☞ 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

## ■「日本株式マザーファンド」の運用について

運用目標	東証株価指数(TOPIX) <sup>(注2)</sup> をベンチマーク <sup>(注3)</sup> とし中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の上場株式等です。外国株式への投資は行いません。
運用方法	徹底的なボトムアップによる銘柄選定を行います。銘柄選定にあたっては、主として企業の利益成長性に着目します。業績動向やバリュエーション等の観点で一定の条件を満たす銘柄群の中から、企業訪問等による徹底的な調査を経て組入銘柄を決定します。ポートフォリオの業種分散は東証株価指数(TOPIX)の業種比率を参考にしますが、各業種の利益成長性なども勘案して調整します。株式組入比率は高位を維持することを基本とし、市況動向に合わせて比率を上下させることはしません。
運用プロセス	<pre> graph TD     A[国内上場銘柄] --&gt; B[第1次選別]     B --&gt; C[第2次選別]     C --&gt; D[ファンド組入]     E[サブセクター分析 業種内での相対的優位度 業種動向 バリュエーション など] --&gt; B     F[企業訪問等による調査] --&gt; C   </pre>

(注2) 東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

(注3) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

## ■「日本債券マザーファンド」の運用について

運用目標	NOMURA-BPI総合インデックス <sup>(注4)</sup> をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は国内の公社債・金融商品です。外貨建ての債券・金融商品への投資は行いません。
運用方法	ポートフォリオのデュレーション <sup>(注5)</sup> は、ベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主にファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。組入債券の格付はA格相当以上(S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)とします。銘柄選定は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。
運用プロセス	<pre> graph TD     subgraph Duration_Control [デュレーション・コントロール]         A[内外のファンダメンタルズ・マクロビュー] --&gt; B[金利見通し]         B --&gt; C[ポートフォリオのデュレーション決定]     end     subgraph Stock_Selection [銘柄選定]         D[個別銘柄分析・社内信用格付] --&gt; E[スプレッドの割安・割高判断]         E --&gt; F[個別銘柄選定]     end     C --&gt; G[ポートフォリオの構築]     F --&gt; G   </pre>

(注4) NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、高品質および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

(注5) デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

## ■「外国株式マザーファンド」の運用について

ファンドの運用は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

※ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

運用目標	MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース) <sup>(注6)</sup> をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界各国の株式です。
運用方法	運用担当者自らがボトムアップ・リサーチによる銘柄選定重視のアクティブ運用を行います。地域配分・銘柄選定の双方より超過収益の獲得をめざしますが、より銘柄選定に比重を置いた運用を行います。外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。株式組入比率は高位を維持することを基本とします。
運用プロセス	<p>投資対象ユニバース MSCI ACWIを対象とした銘柄</p> <p>アイデア創出 ・アナリスト直通し ・ポートフォリオ・マネージャー直通し</p> <p>ファンダメンタル・リサーチ</p> <p>ポートフォリオ選定 (40-60銘柄)</p> <p>投資対象ユニバース: 投資対象ユニバース・グローバル株式(新興国含む)</p> <p>アイデア創出: チーム内外セクター・スペシャリストからの情報を活用</p> <p>ファンダメンタル・リサーチ: 3つの銘柄群(持続可能なビジネスモデル、健全な財務体質、積極的な配当政策)に当て、全ての銘柄においてレポートを作成・2段階・コンク付け</p> <p>ポートフォリオ選定: 日本銘柄の排除、新興国比率を10%以内に調整、リスク調整</p>

(注6)MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(円換算ベース)は、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCI Kokusai Index(MSCIコクサイ インデックス)に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

※ MSCI ACWI(MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス)はMSCI Worldに新興国を加えたもので構成されています。

## ■「三菱UFJ」海外債券アクティブマザーファンド」の運用について

運用目標	FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース) <sup>(注7)</sup> をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	投資対象は日本を除く世界主要国の公社債です。
運用方法	運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選定でアクティブに超過収益の獲得をめざします。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。公社債の組入比率は高位(通常の状態90%以上)を基本とします。
運用プロセス	<p>海外債券市場</p> <p>投資国・地域のマクロ分析</p> <p>金利分析</p> <p>投資対象企業のクレジット分析</p> <p>ファンドマネージャーによる投資判断</p> <p>外部機関からの情報</p> <p>計量的手法によるリスク管理</p> <p>投資国(通貨)と銘柄の決定 → 投資実行</p> <p>運用実績</p> <p>運用評価</p>

(注7)FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドについて

### ■会社概要

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドは、ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)の英国現地法人であり、高い専門性に基づいた資産運用サービスを提供しています。

### ■リサーチ能力

運用と調査は不可分であるとの考えに基づき、運用担当者(ファンドマネジャー)は、調査担当者を兼任しています。株式投資においては、ファンドマネジャーが企業訪問等独自の調査を行い、この結果に基づいて、銘柄選定、業種配分、地域別配分等を決定します。

### ■運用哲学

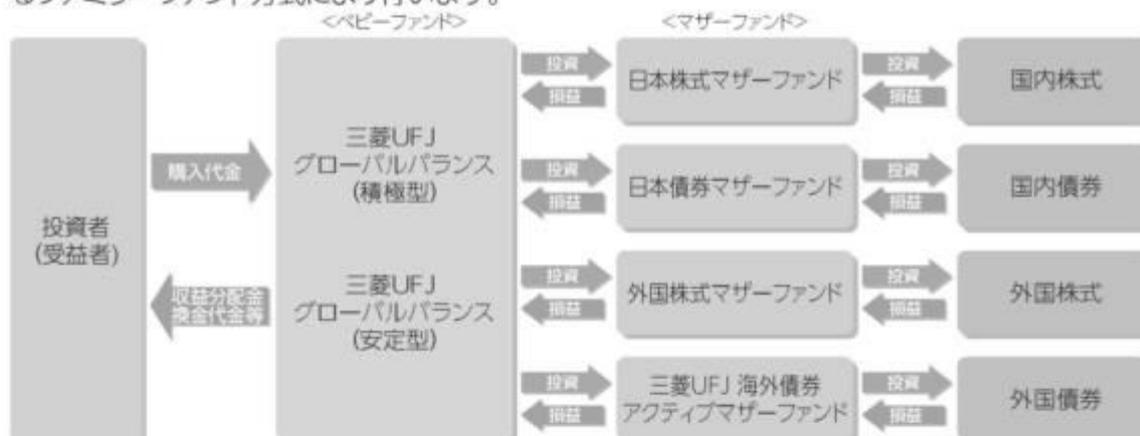
アクティブ運用に際して、超過収益の源泉は「市場の非効率的な点を発見し、これを資産配分と銘柄の選別に活用すること」にあると考え、徹底した独自の調査をします。

### ■グローバルな運用体制

外国株式の運用については、世界に展開するブラックロック・グループの調査活動により、世界全般の市場を対象として投資の機会を追求しています。

## ■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■主な投資制限

### 【三菱UFJ グローバルバランス (積極型)】

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

### 【三菱UFJ グローバルバランス (安定型)】

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

## ■分配方針

- ・年1回の決算時(7月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

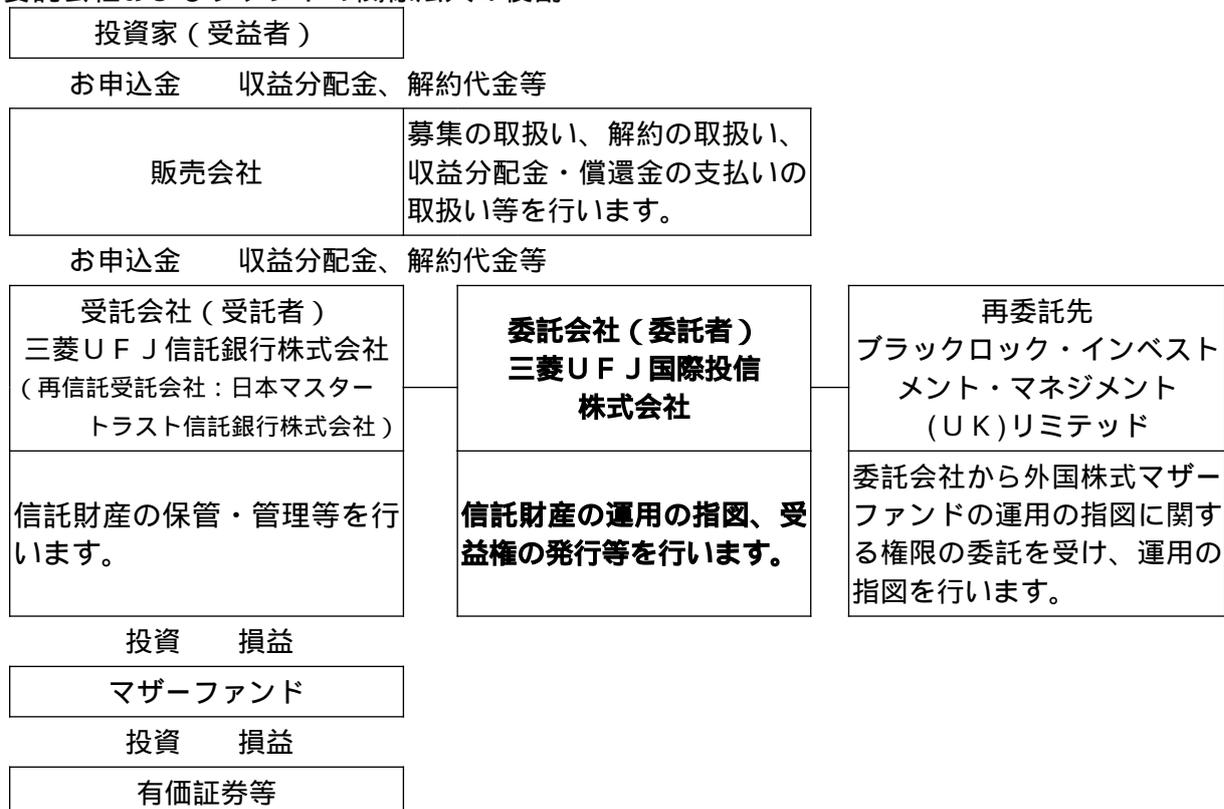
1998年12月2日

設定日、信託契約締結、運用開始

2001年4月2日	名称を「パートナーズ・グローバルバランス(積極型)」から「UFJパートナーズ・グローバルバランス(積極型)」に、
	「パートナーズ・グローバルバランス(安定型)」から「UFJパートナーズ・グローバルバランス(安定型)」に変更
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継
	名称を「UFJパートナーズ・グローバルバランス(積極型)」から「三菱UFJグローバルバランス(積極型)」に、「UFJパートナーズ・グローバルバランス(安定型)」から「三菱UFJグローバルバランス(安定型)」に変更
2006年10月23日	投資対象である外国債券マザーファンドについて運用指図権限の委託を廃止
2019年10月22日	ファンドの投資対象に「三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド」を追加
2019年11月22日	ファンドの投資対象から「外国債券マザーファンド」を削除

## (3)【ファンドの仕組み】

## 委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。
------------------------------------	--

## 委託会社の概況(2021年7月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に變更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に變更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 「三菱UFJ グローバルバランス(積極型)」

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

中長期的な経済シナリオに基づき、各マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に信託財産の着実な成長をめざします。

アセットアロケーションの見直しは適宜行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 「三菱UFJ グローバルバランス(安定型)」

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

中長期的な経済シナリオに基づき、各マザーファンドおよび短期金融商品への適切なアセットアロケーションを行うことにより、中長期的に信託財産の安定的な成長をめざします。

アセットアロケーションの見直しは適宜行います。

株式以外の資産への実質投資割合(信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合)は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
    - a. 有価証券先物取引等
    - b. スワップ取引
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

## 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。 )の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。 )の新株引受権証券を除きます。 )
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。 )
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。 )
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。 )
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。 )
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。 )
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。 )および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。 )
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 16. において同じ。 )で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 以下16. において同じ。 )または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。 )
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。 )
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。 )
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。 )
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。 )

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・ 外国為替予約取引

#### < マザーファンドの概要 >

日本株式マザーファンド

##### （基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

##### （運用方法）

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。銘柄選択の基準として、主として利益成長性に着目します。

業種配分は、東証株価指数（TOPIX）の業種比率を参考にしますが、各業種の予想利益成長率等を勘案して決定します。

株式組入比率は高位を維持することを基本とします。

東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### （投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

日本債券マザーファンド

##### （基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

##### （運用方法）

## 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

## 投資態度

ポートフォリオのデュレーション調整と銘柄選択による収益獲得をめざして運用を行います。ポートフォリオのデュレーションはベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。

NOMURA - BPI総合インデックスをベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## （投資制限）

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

## 外国株式マザーファンド

### （基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

### （運用方法）

#### 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

#### 投資態度

日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCI Kokusai Index（MSCIコクサイインデックス）（円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

企業訪問を含めた独自の調査に基づくアクティブ運用を行います。

超過収益の源泉は、地域配分・銘柄選択の双方におきます。

地域配分は、マクロ経済、市場・業種・個別銘柄の動向等の調査・分析を総合的に勘案し決定します。

銘柄選択の基準としては、経営資源の効率的活用の視点を重視します。

株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用の指図に関する権限は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

## （投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

## 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

## （基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

## （運用方法）

## 投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

## 投資態度

FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

## （投資制限）

外貨建資産への投資に制限を設けません。

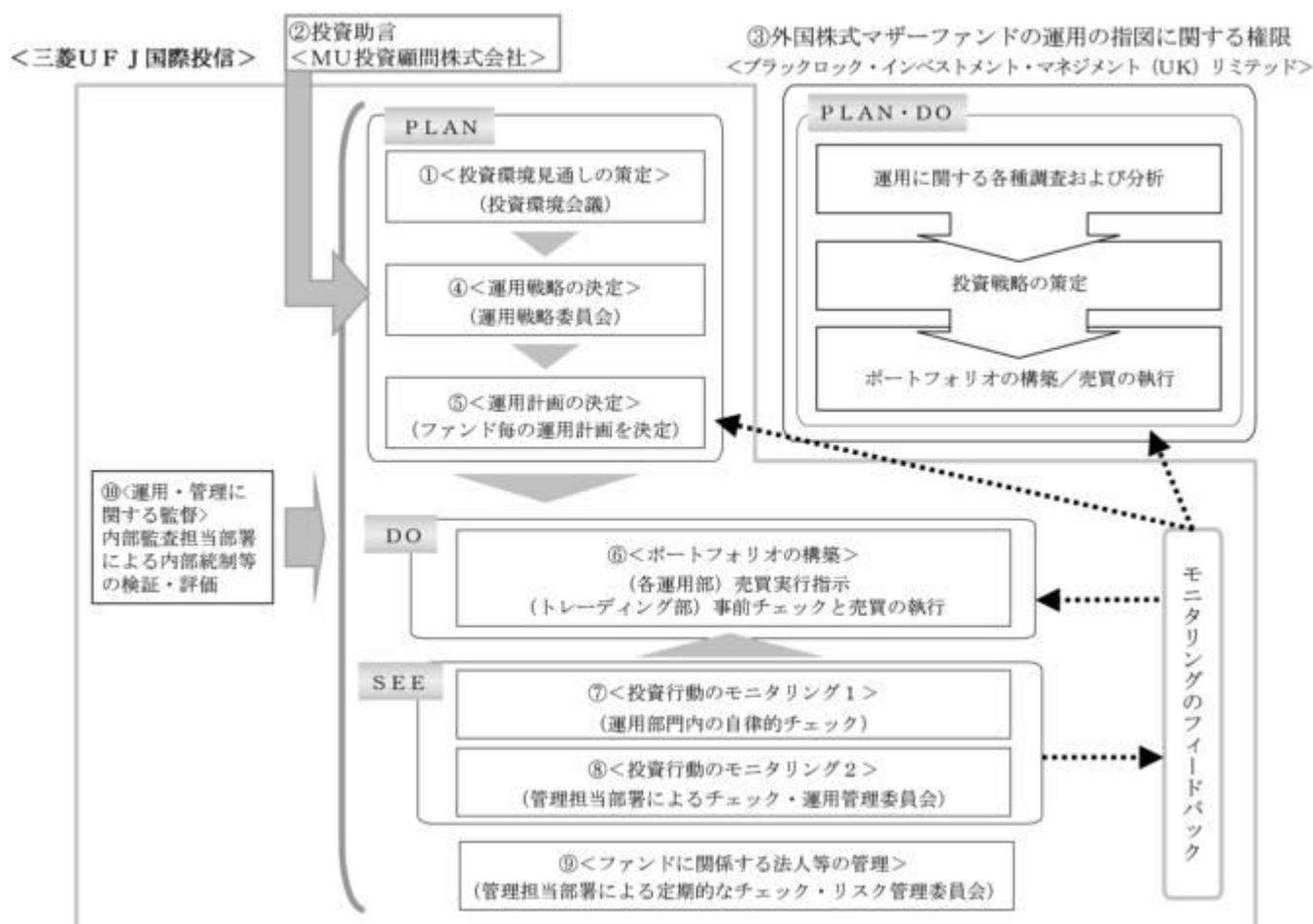
有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

## （3）【運用体制】



## 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 投資助言

当ファンドは、MU投資顧問株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

#### 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドを主要投資対象としています。このうち外国株式マザーファンドについては、運用の指図に関する権限を、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（「再委託先」といいます。）に委託していません。

再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しています。

#### 投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

#### ファンドに係る法人等の管理

助言元、再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配

対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### （５）【投資制限】

##### < 信託約款に定められた投資制限 >

##### 三菱UFJ グローバルバランス（積極型）

##### 株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 三菱UFJ グローバルバランス（安定型）

##### 株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 外貨建資産

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### < ファンド共通 >

##### 新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . c . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の転換社債等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a . の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
  - 2 . 株式分割により取得する株券
  - 3 . 有償増資により取得する株券
  - 4 . 売出しにより取得する株券
  - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権( に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
  - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権( 5 . に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 外国為替予約取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の

割合を乗じて得た額とします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から

独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

#### <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

#### 〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

#### 〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

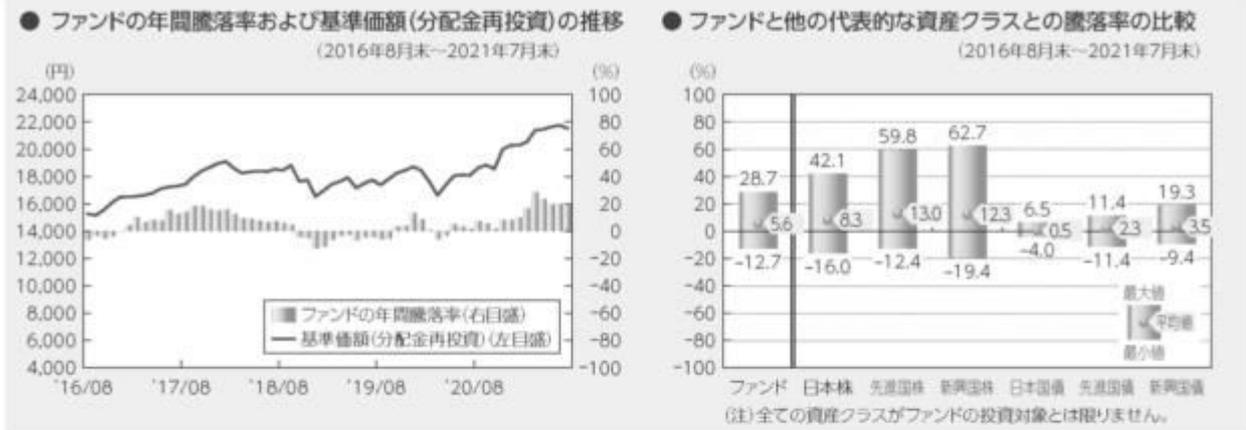
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

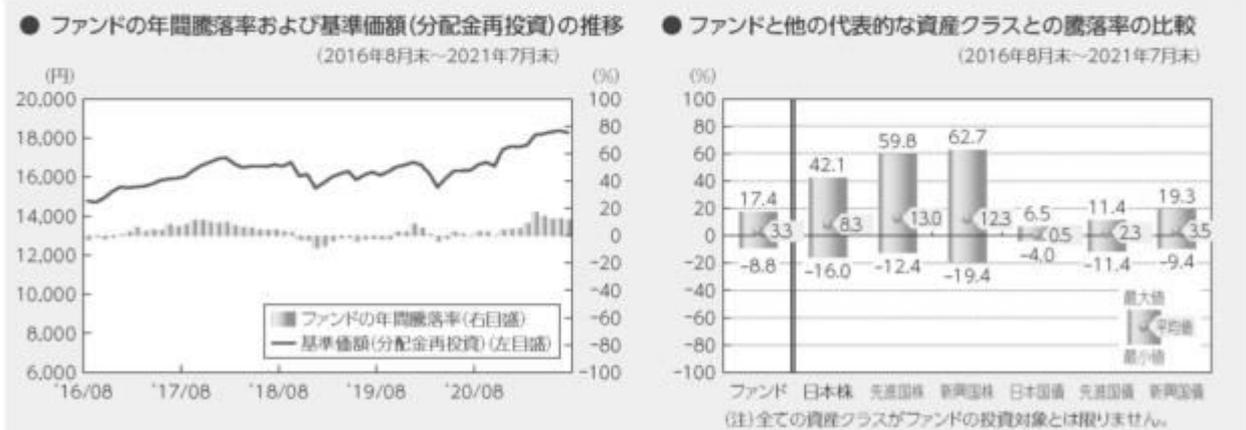
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

## 三菱UFJ グローバルバランス(積極型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 三菱UFJ グローバルバランス(安定型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ グローバルバランス（積極型）」または「三菱UFJ グローバルバランス（安定型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

## (2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）が差し引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

## (3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.782%（税抜1.62%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・ 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・ 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.84%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、毎年1月22日および7月22日から15営業日以内ならびに信託終了のときに支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額にマザーファンドの受益権総口数に占める当該ファンドに属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額に年0.45%を乗じて得た金額とします。

#### （４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### １．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（三菱UFJグローバルバランス（積極型）は、配当控除は適用されません。三菱UFJグローバルバランス（安定型）は、配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできま

- す。
2. 解約時および償還時の課税  
解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。  
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。  
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。  
解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。  
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。  
公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。  
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。  
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。  
受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。  
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【三菱UFJ グローバルバランス（積極型）】

## （１）【投資状況】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	922,276,481	97.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		28,286,678	2.98
純資産総額		950,563,159	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 7月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	77,948,388	4.6370	361,447,823	4.5931	358,024,740	37.66
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	185,432,876	1.4982	277,815,535	1.4989	277,945,337	29.24
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	64,215,454	3.2882	211,159,134	3.2688	209,907,476	22.08
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	22,924,722	3.3440	76,660,271	3.3326	76,398,928	8.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.02
合計	97.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間末日 (平成24年 7月23日)	1,367,353,009	1,367,353,009	7,058	7,058
第15計算期間末日 (平成25年 7月22日)	1,646,167,808	1,646,167,808	10,123	10,123
第16計算期間末日 (平成26年 7月22日)	1,278,092,567	1,320,670,043	10,506	10,856
第17計算期間末日 (平成27年 7月22日)	1,171,733,187	1,263,559,086	11,484	12,384
第18計算期間末日 (平成28年 7月22日)	1,026,077,768	1,026,077,768	10,285	10,285
第19計算期間末日 (平成29年 7月24日)	1,010,019,339	1,074,365,229	10,988	11,688
第20計算期間末日 (平成30年 7月23日)	1,009,099,424	1,040,369,746	11,295	11,645
第21計算期間末日 (令和 1年 7月22日)	917,638,257	917,638,257	10,747	10,747
第22計算期間末日 (令和 2年 7月22日)	887,943,913	908,131,737	10,996	11,246
第23計算期間末日 (令和 3年 7月26日)	901,766,552	977,406,635	11,922	12,922
令和 2年 7月末日	889,289,268		10,806	
8月末日	913,853,002		11,140	
9月末日	917,980,467		11,254	
10月末日	899,513,084		11,085	
11月末日	951,007,830		11,945	
12月末日	962,673,633		12,115	
令和 3年 1月末日	953,723,214		12,116	
2月末日	951,999,818		12,269	
3月末日	985,625,588		12,778	
4月末日	982,095,917		12,823	
5月末日	982,831,122		12,926	
6月末日	984,394,165		12,998	
7月末日	950,563,159		11,859	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	350円

第17計算期間	900円
第18計算期間	0円
第19計算期間	700円
第20計算期間	350円
第21計算期間	0円
第22計算期間	250円
第23計算期間	1,000円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第14計算期間	8.90
第15計算期間	43.42
第16計算期間	7.24
第17計算期間	17.87
第18計算期間	10.44
第19計算期間	13.64
第20計算期間	5.97
第21計算期間	4.85
第22計算期間	4.64
第23計算期間	17.51

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第14計算期間	112,841,188	247,402,443	1,937,242,897
第15計算期間	89,976,538	400,986,727	1,626,232,708
第16計算期間	45,290,097	455,023,463	1,216,499,342
第17計算期間	66,788,729	263,000,299	1,020,287,772
第18計算期間	96,421,245	119,043,047	997,665,970
第19計算期間	32,782,505	111,221,474	919,227,001
第20計算期間	73,195,538	98,984,762	893,437,777
第21計算期間	48,160,145	87,730,809	853,867,113
第22計算期間	23,708,920	70,063,072	807,512,961
第23計算期間	34,499,913	85,612,039	756,400,835

## 【三菱UFJ グローバルバランス（安定型）】

## （１）【投資状況】

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	762,392,295	97.01
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		23,520,106	2.99
純資産総額		785,912,401	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## （２）【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 7月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	263,415,101	1.4982	394,648,505	1.4989	394,832,894	50.24
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	40,601,657	4.6361	188,233,343	4.5931	186,487,470	23.73
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	38,535,205	3.2885	126,723,022	3.2688	125,963,878	16.03
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	16,536,054	3.3440	55,296,565	3.3326	55,108,053	7.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.01
合計	97.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間末日 (平成24年 7月23日)	2,064,366,528	2,064,366,528	8,346	8,346
第15計算期間末日 (平成25年 7月22日)	2,029,650,462	2,088,493,467	10,348	10,648
第16計算期間末日 (平成26年 7月22日)	1,672,227,984	1,719,439,591	10,626	10,926
第17計算期間末日 (平成27年 7月22日)	1,482,127,683	1,560,604,505	11,332	11,932
第18計算期間末日 (平成28年 7月22日)	1,345,188,880	1,345,188,880	10,739	10,739
第19計算期間末日 (平成29年 7月24日)	999,241,613	1,035,103,159	11,146	11,546
第20計算期間末日 (平成30年 7月23日)	912,853,855	928,951,435	11,342	11,542
第21計算期間末日 (令和 1年 7月22日)	853,850,082	853,850,082	11,036	11,036
第22計算期間末日 (令和 2年 7月22日)	807,548,775	814,769,018	11,185	11,285
第23計算期間末日 (令和 3年 7月26日)	757,426,668	802,658,069	11,722	12,422
令和 2年 7月末日	805,374,371		11,064	
8月末日	810,251,129		11,265	
9月末日	811,705,729		11,345	
10月末日	801,106,592		11,218	
11月末日	832,958,741		11,789	
12月末日	835,664,451		11,898	
令和 3年 1月末日	830,179,344		11,883	
2月末日	823,716,345		11,944	
3月末日	832,984,997		12,300	
4月末日	828,592,478		12,335	
5月末日	827,484,837		12,402	
6月末日	808,419,240		12,446	
7月末日	785,912,401		11,682	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第14計算期間	0円
第15計算期間	300円
第16計算期間	300円
第17計算期間	600円
第18計算期間	0円
第19計算期間	400円
第20計算期間	200円

第21計算期間	0円
第22計算期間	100円
第23計算期間	700円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第14計算期間	5.35
第15計算期間	27.58
第16計算期間	5.58
第17計算期間	12.29
第18計算期間	5.23
第19計算期間	7.51
第20計算期間	3.55
第21計算期間	2.69
第22計算期間	2.25
第23計算期間	11.05

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第14計算期間	104,866,380	394,796,708	2,473,358,946
第15計算期間	74,107,478	586,032,905	1,961,433,519
第16計算期間	91,621,202	479,334,456	1,573,720,265
第17計算期間	66,045,834	331,819,056	1,307,947,043
第18計算期間	77,469,084	132,758,208	1,252,657,919
第19計算期間	30,735,950	386,855,211	896,538,658
第20計算期間	50,639,800	142,299,424	804,879,034
第21計算期間	35,373,020	66,568,031	773,684,023
第22計算期間	22,489,898	74,149,556	722,024,365
第23計算期間	23,659,658	99,521,149	646,162,874

（参考）

日本株式マザーファンド

投資状況

令和 3年 7月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	2,653,278,000	97.57
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		65,941,817	2.43
純資産総額		2,719,219,817	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和3年7月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,900	9,832.16	107,170,551	9,805.00	106,874,500	3.93
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	135,100	580.42	78,415,019	578.50	78,155,350	2.87
日本	株式	ペイカレント・コンサルティング	サービス業	1,700	42,443.12	72,153,318	43,500.00	73,950,000	2.72
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	10,800	7,105.80	76,742,684	6,837.00	73,839,600	2.72
日本	株式	イビデン	電気機器	11,900	5,797.50	68,990,295	5,770.00	68,663,000	2.53
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,500	45,383.67	68,075,505	44,920.00	67,380,000	2.48
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	5,700	10,978.98	62,580,206	11,375.00	64,837,500	2.38
日本	株式	三井物産	卸売業	25,400	2,554.10	64,874,356	2,499.50	63,487,300	2.33
日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	24,100	2,306.90	55,596,443	2,269.00	54,682,900	2.01
日本	株式	昭和電工	化学	16,500	3,057.88	50,455,176	3,130.00	51,645,000	1.90
日本	株式	第一三共	医薬品	22,700	2,256.54	51,223,473	2,159.50	49,020,650	1.80
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	5,100	9,275.49	47,305,047	9,610.00	49,011,000	1.80
日本	株式	日本電産	電気機器	3,900	12,579.98	49,061,934	12,240.00	47,736,000	1.76
日本	株式	アウトソーシング	サービス業	22,500	2,114.58	47,578,121	2,081.00	46,822,500	1.72
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	12,400	3,695.14	45,819,791	3,695.00	45,818,000	1.68
日本	株式	デンソー	輸送用機器	5,900	7,331.42	43,255,434	7,482.00	44,143,800	1.62
日本	株式	ウエストホールディングス	建設業	8,500	4,634.89	39,396,600	4,915.00	41,777,500	1.54
日本	株式	資生堂	化学	5,700	7,632.17	43,503,383	7,286.00	41,530,200	1.53
日本	株式	小糸製作所	電気機器	5,900	6,791.51	40,069,951	6,660.00	39,294,000	1.45
日本	株式	S M C	機械	600	65,790.00	39,474,000	64,800.00	38,880,000	1.43
日本	株式	K D D I	情報・通信業	11,600	3,469.28	40,243,686	3,332.00	38,651,200	1.42
日本	株式	S C R E E Nホールディングス	電気機器	3,900	9,552.91	37,256,377	9,850.00	38,415,000	1.41
日本	株式	オリンパス	精密機器	16,500	2,240.84	36,973,925	2,245.50	37,050,750	1.36
日本	株式	東京応化工業	化学	5,200	7,128.26	37,066,990	7,070.00	36,764,000	1.35
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	4,000	9,302.10	37,208,436	9,140.00	36,560,000	1.34

日本	株式	豊田合成	輸送用機器	14,100	2,648.73	37,347,218	2,563.00	36,138,300	1.33
日本	株式	安川電機	電気機器	6,700	5,324.64	35,675,151	5,380.00	36,046,000	1.33
日本	株式	朝日インテック	精密機器	11,700	2,954.22	34,564,446	2,958.00	34,608,600	1.27
日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	9,900	3,584.34	35,484,977	3,475.00	34,402,500	1.27
日本	株式	FOOD & LIFE COMPANYIE	小売業	7,700	4,294.02	33,064,013	4,450.00	34,265,000	1.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	建設業	3.26
	食料品	1.13
	化学	8.45
	医薬品	3.32
	ガラス・土石製品	1.70
	非鉄金属	2.17
	機械	4.61
	電気機器	21.14
	輸送用機器	10.71
	精密機器	3.26
	その他製品	1.99
	陸運業	1.21
	海運業	0.62
	情報・通信業	12.28
	卸売業	3.11
	小売業	4.40
	銀行業	5.30
	証券、商品先物取引業	0.99
	保険業	2.04
	不動産業	0.59
サービス業	5.30	
	小計	97.57
合計		97.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 日本債券マザーファンド

### 投資状況

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	日本	5,350,159,200	59.82
社債券	日本	3,026,823,000	33.84
	イギリス	100,365,000	1.12
	スイス	100,340,000	1.12
	小計	3,227,528,000	36.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		365,810,260	4.09
純資産総額		8,943,497,460	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位30銘柄

令和 3年 7月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第360回利付国債 (10年)	210,000,000	101.23	212,601,900	101.19	212,499,000	0.100000	2030/9/20	2.38
日本	社債券	第16回イオンフィ ナンシャルサービス	200,000,000	100.02	200,052,000	100.01	200,030,000	0.270000	2025/6/24	2.24
日本	社債券	第6回マラヤン・ハ ンキング	200,000,000	99.84	199,682,000	99.84	199,686,000	0.224000	2023/2/13	2.23
日本	国債証券	第67回利付国債 (30年)	150,000,000	99.38	149,082,000	99.75	149,631,000	0.600000	2050/6/20	1.67
日本	国債証券	第166回利付国債 (20年)	130,000,000	106.87	138,934,900	106.86	138,925,800	0.700000	2038/9/20	1.55
日本	国債証券	第146回利付国債 (20年)	110,000,000	119.35	131,285,000	119.25	131,178,300	1.700000	2033/9/20	1.47
日本	国債証券	第128回利付国債 (20年)	110,000,000	118.68	130,557,900	118.60	130,460,000	1.900000	2031/6/20	1.46
日本	国債証券	第354回利付国債 (10年)	120,000,000	101.65	121,989,600	101.57	121,891,200	0.100000	2029/3/20	1.36
日本	国債証券	第143回利付国債 (20年)	100,000,000	117.60	117,607,000	117.51	117,514,000	1.600000	2033/3/20	1.31
日本	国債証券	第149回利付国債 (20年)	100,000,000	117.52	117,528,000	117.50	117,506,000	1.500000	2034/6/20	1.31
日本	国債証券	第58回利付国債 (30年)	110,000,000	105.81	116,391,000	106.17	116,793,600	0.800000	2048/3/20	1.31

日本	社債券	第13回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	109.54	109,543,000	109.54	109,541,000	2.341000	2026/6/15	1.22
日本	社債券	第14回住友信託銀行劣後特約付	100,000,000	109.16	109,168,000	109.17	109,171,000	2.159000	2026/9/28	1.22
日本	国債証券	第60回利付国債(30年)	100,000,000	108.14	108,140,000	108.51	108,519,000	0.900000	2048/9/20	1.21
日本	国債証券	第162回利付国債(20年)	100,000,000	105.51	105,515,000	105.50	105,509,000	0.600000	2037/9/20	1.18
日本	国債証券	第136回利付国債(20年)	90,000,000	116.53	104,884,200	116.45	104,805,900	1.600000	2032/3/20	1.17
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	90,000,000	115.49	103,949,100	115.56	104,004,000	1.300000	2035/6/20	1.16
日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	90,000,000	114.23	102,808,800	114.29	102,865,500	1.200000	2035/9/20	1.15
日本	国債証券	第152回利付国債(20年)	90,000,000	114.04	102,636,900	114.02	102,621,600	1.200000	2035/3/20	1.15
日本	社債券	第1回パークレイズ・ビーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	101.69	101,695,000	101.71	101,714,000	1.232000	2024/9/25	1.14
日本	社債券	第1回みずほフィナンシャルグループ	100,000,000	101.33	101,338,000	101.33	101,339,000	0.950000	2024/7/16	1.13
日本	社債券	第20回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	101.05	101,050,000	101.04	101,045,000	1.490000	2022/6/3	1.13
日本	社債券	第16回Zホールディングス	100,000,000	100.98	100,983,000	100.96	100,968,000	0.600000	2025/6/11	1.13
日本	社債券	第3回ソシエテジェネラル円貨社債(2018)	100,000,000	100.72	100,721,000	100.71	100,717,000	0.804000	2023/10/12	1.13
日本	国債証券	第155回利付国債(20年)	90,000,000	111.50	100,358,100	111.57	100,417,500	1.000000	2035/12/20	1.12
日本	社債券	第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	100.39	100,399,000	100.38	100,389,000	0.180000	2025/12/19	1.12
日本	社債券	第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	100.39	100,399,000	100.38	100,388,000	0.190000	2025/12/19	1.12
日本	社債券	第8回ソフトバンク	100,000,000	100.39	100,393,000	100.38	100,382,000	0.350000	2025/12/3	1.12
イギリス	社債券	NATWEST MARKETS	100,000,000	100.37	100,378,000	100.36	100,365,000	0.737000	2022/7/4	1.12
スイス	社債券	UBS GROUP FUNDING (SWITZERLAND)	100,000,000	100.25	100,259,000	100.34	100,340,000	0.719000	2024/11/8	1.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	59.82
社債券	36.09
合計	95.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 外国株式マザーファンド

## 投資状況

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
株式	アメリカ	7,324,914,601	54.69
	イギリス	2,713,882,583	20.26
	フランス	1,349,100,488	10.07
	台湾	418,434,258	3.12
	香港	302,700,965	2.26
	デンマーク	272,588,974	2.04
	スペイン	198,199,105	1.48
	メキシコ	135,715,110	1.01
	シンガポール	129,986,394	0.97
	オーストラリア	97,337,591	0.73
	小計		12,942,860,069
投資証券	アメリカ	276,640,061	2.07
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		174,650,703	1.30
純資産総額		13,394,150,833	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

令和 3年 7月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	17,119	31,715.96	542,945,661	31,368.88	537,003,942	4.01
イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	160,883	3,162.97	508,868,762	3,235.83	520,590,955	3.89

フランス	株式	SANOFI	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	42,641	11,458.78	488,614,166	11,257.11	480,014,734	3.58
アメリカ	株式	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	各種金融	31,733	13,287.70	421,658,787	13,228.58	419,782,586	3.13
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	183,000	2,294.37	419,869,710	2,286.52	418,434,258	3.12
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	9,017	45,733.97	412,383,235	45,118.63	406,834,770	3.04
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	19,472	20,490.43	398,989,748	20,784.48	404,715,525	3.02
アメリカ	株式	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	ソフトウェア・サービス	24,631	16,295.39	401,371,916	16,382.98	403,529,395	3.01
アメリカ	株式	TELUS CORP	電気通信サービス	157,022	2,409.87	378,403,376	2,417.53	379,606,840	2.83
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	50,327	7,482.54	376,574,123	7,461.74	375,527,165	2.80
イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	43,890	9,568.88	419,978,424	8,511.78	373,582,340	2.79
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	13,742	27,265.19	374,678,376	27,144.76	373,023,303	2.78
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	27,940	12,940.62	361,561,010	13,015.07	363,641,232	2.71
イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	64,242	5,355.00	344,016,025	5,407.70	347,401,720	2.59
イギリス	株式	FERGUSON PLC	資本財	22,411	15,879.40	355,873,279	15,413.48	345,431,590	2.58
イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	158,587	2,084.41	330,560,360	2,099.68	332,982,935	2.49
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	25,796	12,954.04	334,162,622	12,643.94	326,163,210	2.44
イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	51,490	6,306.43	324,718,168	6,279.10	323,311,302	2.41
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	5,002	57,857.80	289,404,719	57,538.08	287,805,526	2.15
アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	銀行	61,133	4,777.04	292,035,318	4,691.64	286,814,425	2.14
アメリカ	株式	HASBRO INC	耐久消費財・アパレル	25,468	10,117.97	257,684,483	11,002.65	280,215,493	2.09
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP		8,928	31,233.11	278,849,271	30,985.66	276,640,061	2.07
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	27,252	9,985.04	272,112,337	10,002.53	272,588,974	2.04
アメリカ	株式	ASSURANT INC	保険	15,354	16,973.13	260,605,588	17,293.94	265,531,239	1.98
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	39,080	6,389.83	249,714,806	6,362.46	248,645,089	1.86
フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	耐久消費財・アパレル	2,774	87,694.13	243,263,544	88,995.24	246,872,796	1.84
アメリカ	株式	OTIS WORLDWIDE CORP	資本財	24,383	9,692.05	236,321,372	9,730.37	237,255,765	1.77

アメリカ	株式	M & T BANK CORP	銀行	15,752	14,160.34	223,053,703	14,806.33	233,229,353	1.74
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	12,062	18,238.81	219,996,645	18,059.26	217,830,891	1.63
アメリカ	株式	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	家庭用品・ パーソナル 用品	5,702	36,520.38	208,239,261	36,524.76	208,264,233	1.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	0.84
	資本財	9.89
	商業・専門サービス	3.89
	耐久消費財・アパレル	6.95
	メディア・娯楽	1.86
	食品・生活必需品小売り	1.01
	食品・飲料・タバコ	5.36
	家庭用品・パーソナル用品	6.76
	ヘルスケア機器・サービス	5.25
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.57
	銀行	4.85
	各種金融	4.68
	保険	5.91
	ソフトウェア・サービス	14.31
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.53
	電気通信サービス	2.83
	公益事業	0.99
	半導体・半導体製造装置	6.15
		小計
投資証券		2.07
合計		98.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

## 投資状況

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	20,980,306,558	43.52
	イタリア	5,993,679,976	12.43
	スペイン	4,897,927,937	10.16
	イギリス	3,345,145,702	6.94
	フランス	2,082,914,909	4.32
	カナダ	1,694,738,079	3.52
	ドイツ	1,336,400,769	2.77
	ベルギー	866,293,289	1.80
	オランダ	588,471,448	1.22
	メキシコ	441,061,631	0.91
	アイルランド	404,862,102	0.84
	ポーランド	325,584,063	0.68
	マレーシア	303,717,062	0.63
	シンガポール	205,117,050	0.43
	スウェーデン	187,691,089	0.39
	イスラエル	169,695,094	0.35
	ノルウェー	128,386,093	0.27
	オーストラリア	91,413,439	0.19
	小計	44,043,406,290	91.36
特殊債券	アメリカ	1,059,572,372	2.20
	イギリス	422,249,109	0.88
	オーストラリア	404,460,806	0.84
		小計	1,886,282,287
社債券	アメリカ	583,463,010	1.21
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		1,695,256,492	3.52
純資産総額		48,208,408,079	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

令和 3年 7月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 221031	35,000,000	11,243.90	3,935,365,710	11,208.61	3,923,013,867	2.000000	2022/10/31	8.14
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 230515	31,000,000	11,324.19	3,510,501,742	11,258.65	3,490,181,936	1.750000	2023/5/15	7.24
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	19,000,000	11,687.01	2,220,532,646	11,573.86	2,199,033,940	2.000000	2025/8/15	4.56
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	19,000,000	11,610.66	2,206,026,759	11,423.74	2,170,510,940	1.625000	2026/2/15	4.50
イタリア	国債証券	1.75 ITALY GOVT 240701	13,000,000	13,939.12	1,812,086,468	13,776.98	1,791,007,867	1.750000	2024/7/1	3.72
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	15,000,000	10,828.83	1,624,324,866	10,815.98	1,622,398,011	1.125000	2031/2/15	3.37
スペイン	国債証券	1.95 SPAIN GOVT 260430	11,000,000	14,701.12	1,617,124,179	14,476.65	1,592,431,513	1.950000	2026/4/30	3.30
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	13,500,000	11,840.31	1,598,442,799	11,639.72	1,571,363,269	2.750000	2024/2/15	3.26
アメリカ	国債証券	1.875 T-BOND 510215	13,500,000	10,198.74	1,376,830,336	10,808.71	1,459,176,652	1.875000	2051/2/15	3.03
スペイン	国債証券	2.35 SPAIN GOVT 330730	9,000,000	16,524.29	1,487,186,926	15,999.26	1,439,933,615	2.350000	2033/7/30	2.99
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 271115	12,000,000	11,715.85	1,405,902,923	11,835.61	1,420,273,485	2.250000	2027/11/15	2.95
イタリア	国債証券	0 ITALY GOVT 260401	10,000,000	12,862.54	1,286,254,449	13,048.31	1,304,831,034	0.000000	2026/4/1	2.71
イギリス	国債証券	1.25 GILT 411022	7,900,000	16,439.78	1,298,743,217	16,030.62	1,266,419,152	1.250000	2041/10/22	2.63
イギリス	国債証券	4.75 GILT 301207	5,500,000	22,101.31	1,215,572,424	21,091.82	1,160,050,641	4.750000	2030/12/7	2.41
カナダ	国債証券	2.25 CAN GOVT 290601	11,500,000	9,875.47	1,135,679,406	9,583.70	1,102,125,976	2.250000	2029/6/1	2.29
アメリカ	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000	10,858.48	1,085,848,450	10,595.72	1,059,572,372	0.875000	2030/5/14	2.20
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 360525	7,000,000	15,743.31	1,102,031,700	15,023.80	1,051,666,119	1.250000	2036/5/25	2.18
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 430215	7,500,000	13,815.49	1,036,162,464	13,428.77	1,007,158,306	3.125000	2043/2/15	2.09
スペイン	国債証券	5.9 SPAIN GOVT 260730	5,000,000	17,695.76	884,788,334	17,142.80	857,140,349	5.900000	2026/7/30	1.78
イタリア	国債証券	2.45 ITALY GOVT 500901	5,500,000	15,266.23	839,642,766	15,539.02	854,646,336	2.450000	2050/9/1	1.77
アメリカ	国債証券	4.75 T-BOND 410215	5,000,000	17,586.83	879,341,562	16,433.76	821,688,234	4.750000	2041/2/15	1.70
ベルギー	国債証券	0.9 BEL GOVT 290622	4,800,000	14,589.23	700,283,247	14,322.11	687,461,687	0.900000	2029/6/22	1.43
スペイン	国債証券	0.5 SPAIN GOVT 300430	4,500,000	13,493.27	607,197,349	13,498.11	607,415,348	0.500000	2030/4/30	1.26
アメリカ	国債証券	3.875 T-BOND 400815	4,000,000	15,773.12	630,925,176	14,741.80	589,672,081	3.875000	2040/8/15	1.22
イギリス	国債証券	4.25 GILT 551207	1,900,000	32,026.40	608,501,770	30,079.97	571,519,460	4.250000	2055/12/7	1.19
イタリア	国債証券	4.75 ITALY GOVT 280901	3,300,000	17,416.52	574,745,312	17,110.47	564,645,621	4.750000	2028/9/1	1.17
ドイツ	国債証券	4.75 BUND 400704	2,200,000	25,182.97	554,025,425	25,530.60	561,673,213	4.750000	2040/7/4	1.17
オランダ	国債証券	0.25 NETH GOVT 290715	4,000,000	13,980.31	559,212,780	13,770.90	550,836,298	0.250000	2029/7/15	1.14
フランス	国債証券	0 O.A.T 301125	4,000,000	13,428.13	537,125,307	13,247.50	529,900,038	0.000000	2030/11/25	1.10
ドイツ	国債証券	0.25 BUND 280815	3,700,000	14,015.03	518,556,215	13,871.96	513,262,664	0.250000	2028/8/15	1.06

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 7月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	91.36
特殊債券	3.91
社債券	1.21
合計	96.48

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 参考情報

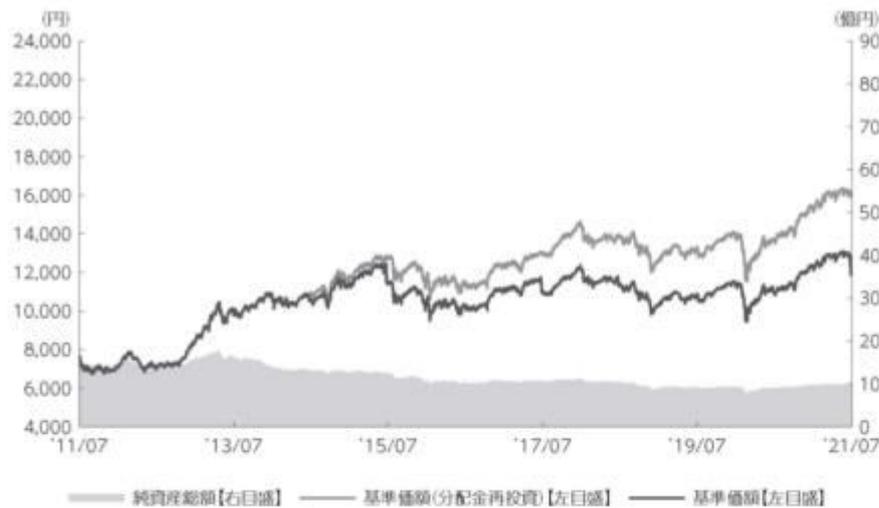


## 運用実績

2021年7月30日現在

### 三菱UFJ グローバルバランス(積極型)

#### ■基準価額・純資産の推移 2011年7月29日～2021年7月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

#### ■基準価額・純資産

基準価額	11,859円
純資産総額	9.5億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

#### ■分配の推移

2021年7月	1,000円
2020年7月	250円
2019年7月	0円
2018年7月	350円
2017年7月	700円
2016年7月	0円
設定来累計	6,850円

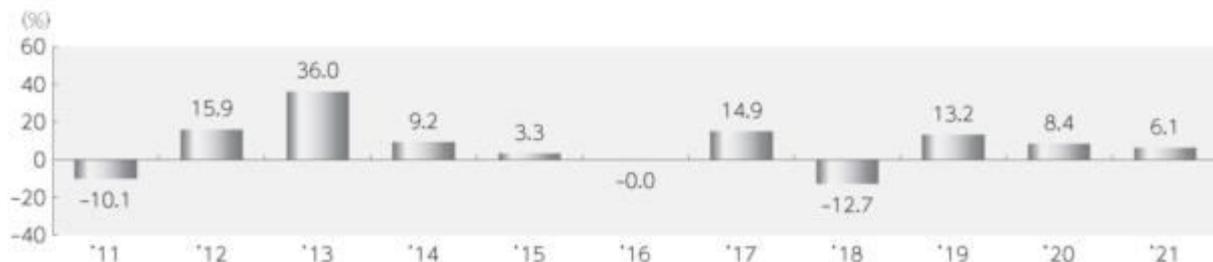
●分配金は1万口当たり、税引前

#### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	36.8%	1 円	70.1%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.5%
国内債券	28.0%	2 アメリカドル	16.6%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.1%
外国株式	21.8%	3 ユーロ	6.7%	ペイカレント・コンサルティング	株式	サービス業	日本	1.0%
外国債券	7.8%	4 イギリスポンド	3.7%	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	日本	1.0%
		5 ニュー台湾ドル	0.7%	イビデン	株式	電気機器	日本	1.0%
		6 香港ドル	0.5%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.7%
		7 デンマーククローネ	0.4%	2 T-NOTE 221031	債券	国債	アメリカ	0.7%
コールローン他 (負債控除後)	5.6%	8 メキシコペソ	0.3%	第16回イオンフィナンシャルサービス	債券	社債	日本	0.7%
		9 カナダドル	0.3%	第6回マラヤン・バンキング	債券	社債	日本	0.7%
合計	100.0%	10 シンガポールドル	0.2%	1.75 T-NOTE 230515	債券	国債	アメリカ	0.6%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

#### ■年間収益率の推移

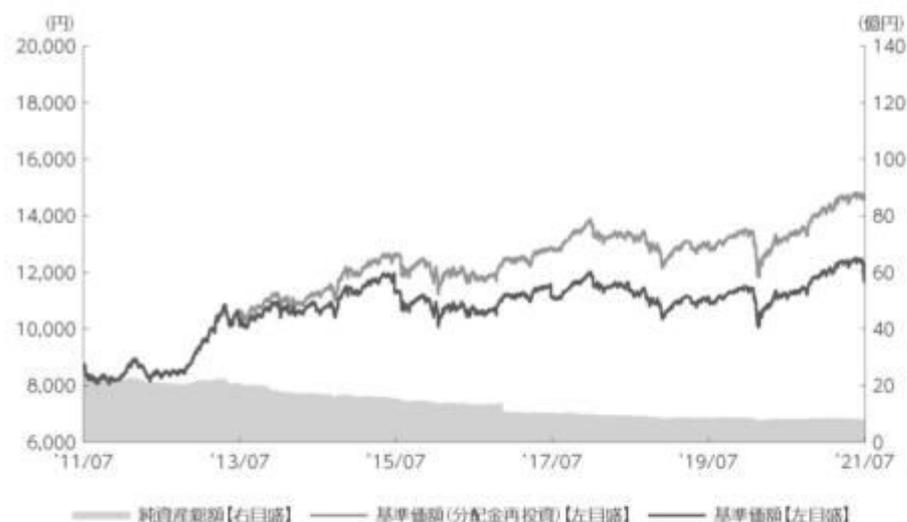


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から7月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 三菱UFJ グローバルバランス(安定型)

## ■基準価額・純資産の推移 2011年7月29日～2021年7月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	11,682円
純資産総額	7.8億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2021年7月	700円
2020年7月	100円
2019年7月	0円
2018年7月	200円
2017年7月	400円
2016年7月	0円
設定来累計	5,050円

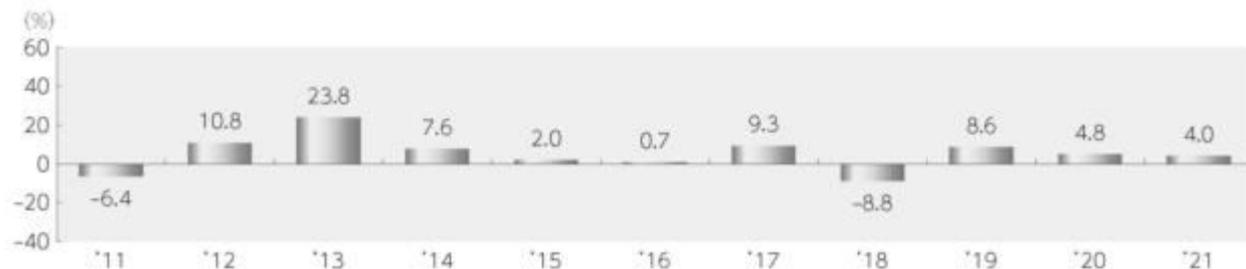
●分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	23.2%	1 円	77.1%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.9%
国内債券	48.2%	2 アメリカドル	12.6%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	0.7%
外国株式	15.8%	3 ユーロ	5.2%	ペイカレント・コンサルティング	株式	サービス業	日本	0.6%
外国債券	6.8%	4 イギリスポンド	2.8%	ソフトバンクグループ	株式	情報・通信業	日本	0.6%
		5 ニュー台湾ドル	0.5%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.6%
		6 香港ドル	0.4%	第360回利付国債(10年)	債券	国債	日本	1.2%
		7 デンマーククローネ	0.3%	第16回イオンフィナンシャルサービス	債券	社債	日本	1.1%
		8 カナダドル	0.3%	第6回マラヤン・バンキング	債券	社債	日本	1.1%
コールローン他 (負債控除後)	6.0%	9 メキシコペソ	0.2%	第67回利付国債(30年)	債券	国債	日本	0.8%
合計	100.0%	10 オーストラリアドル	0.2%	第166回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から7月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

販売会社が定める単位

### 申込価額

取得申込受付日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率  
スイッチングの際には申込手数料はかかりません。

再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

1口単位

**解約価額**

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

**信託財産留保額**

解約請求受付日の基準価額に0.3%をかけた額

**解約価額の算出頻度**

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

**解約価額の照会方法**

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

**支払開始日**

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

**解約請求受付時間**

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

**解約請求受付の中止および取消し**

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

**3【資産管理等の概要】****（1）【資産の評価】****基準価額の算出方法**

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

**（資産の評価方法）**

- ・ 株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・ 転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。)

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

#### 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限(1998年12月2日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年7月23日から翌年7月22日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## （５）【その他】

### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

### 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

### 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の6ヵ月前までに相手方に対し書面による契約終了の申し出がない限り、1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

### 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

##### (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(令和2年7月23日から令和3年7月26日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【三菱UFJ グローバルバランス（積極型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	34,854,745	37,905,592
親投資信託受益証券	861,391,952	868,523,090
未収入金	19,618,674	80,687,438
流動資産合計	915,865,371	987,116,120
資産合計	915,865,371	987,116,120
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	20,187,824	75,640,083
未払解約金	-	853,984
未払受託者報酬	381,064	436,336
未払委託者報酬	7,335,453	8,399,553
未払利息	28	37
その他未払費用	17,089	19,575
流動負債合計	27,921,458	85,349,568
負債合計	27,921,458	85,349,568
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	807,512,961	756,400,835
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	80,430,952	145,365,717
（分配準備積立金）	98,782,446	144,110,295
元本等合計	887,943,913	901,766,552
純資産合計	887,943,913	901,766,552
負債純資産合計	915,865,371	987,116,120

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期		第23期	
	自 至	令和 1年 7月23日 令和 2年 7月22日	自 至	令和 2年 7月23日 令和 3年 7月26日
営業収益				
受取利息		158		32
有価証券売買等損益		57,474,920		170,128,995
その他収益		3,199		-
営業収益合計		57,478,277		170,129,027
営業費用				
支払利息		11,436		6,247
受託者報酬		783,657		849,349
委託者報酬		15,085,353		16,350,009
その他費用		35,149		38,104
営業費用合計		15,915,595		17,243,709
営業利益又は営業損失（ ）		41,562,682		152,885,318
経常利益又は経常損失（ ）		41,562,682		152,885,318
当期純利益又は当期純損失（ ）		41,562,682		152,885,318
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,748,198		9,487,481
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		63,771,144		80,430,952
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,099,523		5,619,073
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,099,523		5,619,073
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,066,375		8,442,062
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,066,375		8,442,062
分配金		20,187,824		75,640,083
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		80,430,952		145,365,717

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和2年7月23日から令和3年7月26日までとなっております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期 [令和3年7月26日現在]

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第22期 [令和2年7月22日現在]	第23期 [令和3年7月26日現在]
1. 期首元本額	853,867,113円	807,512,961円
期中追加設定元本額	23,708,920円	34,499,913円
期中一部解約元本額	70,063,072円	85,612,039円
2. 受益権の総数	807,512,961口	756,400,835口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自 令和1年7月23日 至 令和2年7月22日	第23期 自 令和2年7月23日 至 令和3年7月26日																		
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>11,735,580円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,735,580円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>13,339,706円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>117,637,829円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,339,706円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	117,637,829円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	11,735,580円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	13,339,706円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	117,637,829円																	

第22期 自 令和 1年 7月23日 至 令和 2年 7月22日			第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日		
収益調整金額	C	145,852,767円	収益調整金額	C	140,564,515円
分配準備積立金額	D	107,234,690円	分配準備積立金額	D	88,772,843円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	264,823,037円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	360,314,893円
当ファンドの期末残存口数	F	807,512,961口	当ファンドの期末残存口数	F	756,400,835口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,279円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,763円
1万口当たり分配金額	H	250円	1万口当たり分配金額	H	1,000円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,187,824円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	75,640,083円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第22期 自 令和 1年 7月23日 至 令和 2年 7月22日	第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ) に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品( コールローン等 ) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	( 1 ) 有価証券 同左 ( 2 ) デリバティブ取引 同左 ( 3 ) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )	当計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )
親投資信託受益証券	53,401,641	130,257,536
合計	53,401,641	130,257,536

## ( デリバティブ取引に関する注記 )

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	1.0996円	1.1922円
(1万口当たり純資産額)	(10,996円)	(11,922円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	21,408,401	71,593,974	
	日本株式マザーファンド	73,786,421	341,977,925	
	日本債券マザーファンド	171,843,668	257,473,367	
	外国株式マザーファンド	60,045,556	197,477,824	
	合計	327,084,046	868,523,090	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ グローバルバランス（安定型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	31,524,608	31,217,383
親投資信託受益証券	786,066,287	737,883,004
未収入金	7,124,073	44,499,839
流動資産合計	824,714,968	813,600,226
資産合計	824,714,968	813,600,226
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	7,220,243	45,231,401
未払解約金	2,789,978	3,461,092
未払受託者報酬	352,603	368,623
未払委託者報酬	6,787,539	7,095,888
未払利息	25	30
その他未払費用	15,805	16,524
流動負債合計	17,166,193	56,173,558
負債合計	17,166,193	56,173,558
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	722,024,365	646,162,874
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,524,410	111,263,794
（分配準備積立金）	75,859,548	90,590,511
元本等合計	807,548,775	757,426,668
純資産合計	807,548,775	757,426,668
負債純資産合計	824,714,968	813,600,226

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期		第23期			
	自 至	令和1年 令和2年	7月23日 7月22日	自 至	令和2年 令和3年	7月23日 7月26日
営業収益						
受取利息			153			29
有価証券売買等損益			33,644,185			101,516,285
その他収益			2,646			-
営業収益合計			33,646,984			101,516,314
営業費用						
支払利息			10,692			5,453
受託者報酬			729,505			732,849
委託者報酬			14,042,826			14,107,181
その他費用			32,700			32,852
営業費用合計			14,815,723			14,878,335
営業利益又は営業損失（ ）			18,831,261			86,637,979
経常利益又は経常損失（ ）			18,831,261			86,637,979
当期純利益又は当期純損失（ ）			18,831,261			86,637,979
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）			1,200,481			8,007,116
期首剰余金又は期首欠損金（ ）			80,166,059			85,524,410
剰余金増加額又は欠損金減少額			2,462,162			4,019,006
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額			2,462,162			4,019,006
剰余金減少額又は欠損金増加額			7,514,348			11,679,084
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額			7,514,348			11,679,084
分配金			7,220,243			45,231,401
期末剰余金又は期末欠損金（ ）			85,524,410			111,263,794

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年7月22日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 7月23日から令和 3年 7月26日までとなっております。

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## （貸借対照表に関する注記）

	第22期 [令和 2年 7月22日現在]	第23期 [令和 3年 7月26日現在]
1. 期首元本額	773,684,023円	722,024,365円
期中追加設定元本額	22,489,898円	23,659,658円
期中一部解約元本額	74,149,556円	99,521,149円
2. 受益権の総数	722,024,365口	646,162,874口

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第22期 自 令和 1年 7月23日 至 令和 2年 7月22日	第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日																		
<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,755,686円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,755,686円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	<p>1. 運用に係る権限を委託するための費用</p> <p>「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,961,468円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>61,044,897円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,961,468円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	61,044,897円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	6,755,686円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	8,961,468円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	61,044,897円																	

第22期 自 令和 1年 7月23日 至 令和 2年 7月22日			第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日		
収益調整金額	C	105,023,834円	収益調整金額	C	96,268,117円
分配準備積立金額	D	76,324,105円	分配準備積立金額	D	65,815,547円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188,103,625円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	232,090,029円
当ファンドの期末残存口数	F	722,024,365口	当ファンドの期末残存口数	F	646,162,874口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,605円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,591円
1万口当たり分配金額	H	100円	1万口当たり分配金額	H	700円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,220,243円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	45,231,401円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第22期 自 令和 1年 7月23日 至 令和 2年 7月22日	第23期 自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ) に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品( コールローン等 ) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	( 1 ) 有価証券 同左 ( 2 ) デリバティブ取引 同左 ( 3 ) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種類	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )	当計算期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )
親投資信託受益証券	28,760,314	74,482,338
合計	28,760,314	74,482,338

## ( デリバティブ取引に関する注記 )

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第22期 [ 令和 2年 7月22日現在 ]	第23期 [ 令和 3年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	1.1185円	1.1722円
(1万口当たり純資産額)	(11,185円)	(11,722円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	15,954,788	53,356,002	
	日本株式マザーファンド	39,711,456	184,050,685	
	日本債券マザーファンド	252,352,138	378,099,208	
	外国株式マザーファンド	37,210,262	122,377,109	
	合計	345,228,644	737,883,004	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	106,990,911
株式	2,571,630,220
未収入金	6,218,518
未収配当金	1,279,094
流動資産合計	2,686,118,743
資産合計	2,686,118,743
負債の部	
流動負債	
未払金	12,136,783
未払解約金	31,790,397
未払利息	106
流動負債合計	43,927,286
負債合計	43,927,286
純資産の部	
元本等	
元本	570,088,083
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,072,103,374
元本等合計	2,642,191,457
純資産合計	2,642,191,457
負債純資産合計	2,686,118,743

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1. 期首	令和 2年 7月23日
期首元本額	798,732,312円
期中追加設定元本額	69,109,870円
期中一部解約元本額	297,754,099円
元本の内訳	
三菱UFJ 積立ファンド(日本バランス型)	268,134,677円

	[令和 3年 7月26日現在]
三菱UFJ グローバルバランス（積極型）	73,786,421円
三菱UFJ グローバルバランス（安定型）	39,711,456円
三菱UFJ グローバルバランスVA	2,757,961円
三菱UFJ 国内バランス20	99,816,796円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	8,193,160円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	27,513,478円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	50,174,134円
合計	570,088,083円
2. 受益権の総数	570,088,083口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 7月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>（1）有価証券            売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）デリバティブ取引            デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>（3）上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>

区分	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	525,716,135
合計	525,716,135

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	4.6347円
(1万口当たり純資産額)	(46,347円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

（単位：円）

			評価額	
--	--	--	-----	--

	銘柄	株式数	単価	金額	備考
1407	ウエストホールディングス	8,200	4,630.00	37,966,000	
1861	熊谷組	6,800	2,897.00	19,699,600	
1893	五洋建設	35,100	761.00	26,711,100	
2871	ニチレイ	4,300	3,015.00	12,964,500	
2897	日清食品ホールディングス	2,100	7,970.00	16,737,000	
4004	昭和電工	15,900	3,055.00	48,574,500	
4182	三菱瓦斯化学	23,100	2,307.00	53,291,700	
4186	東京応化工業	5,000	7,130.00	35,650,000	
4369	トリケミカル研究所	10,300	3,005.00	30,951,500	
4911	資生堂	5,500	7,630.00	41,965,000	
8113	ユニ・チャーム	2,800	4,450.00	12,460,000	
4516	日本新薬	2,100	8,690.00	18,249,000	
4565	ソーせいグループ	13,500	1,757.00	23,719,500	
4568	第一三共	21,800	2,256.50	49,191,700	
3110	日東紡績	3,600	3,355.00	12,078,000	
5301	東海カーボン	22,700	1,429.00	32,438,300	
5706	三井金属鉱業	8,000	3,045.00	24,360,000	
5713	住友金属鉱山	7,200	4,280.00	30,816,000	
6101	ツガミ	8,000	1,678.00	13,424,000	
6145	N I T T O K U	3,800	3,925.00	14,915,000	
6273	S M C	600	65,790.00	39,474,000	
6383	ダイフク	1,300	9,980.00	12,974,000	
6407	C K D	11,700	2,210.00	25,857,000	
6481	T H K	5,600	3,265.00	18,284,000	
4062	イビデン	11,400	5,790.00	66,006,000	
6504	富士電機	5,800	5,140.00	29,812,000	
6506	安川電機	6,400	5,320.00	34,048,000	
6594	日本電産	3,700	12,580.00	46,546,000	
6758	ソニーグループ	5,500	10,975.00	60,362,500	
6762	T D K	1,700	13,180.00	22,406,000	
6857	アドバンテスト	4,900	9,270.00	45,423,000	
6861	キーエンス	500	57,530.00	28,765,000	
6920	レーザーテック	1,300	21,720.00	28,236,000	
6967	新光電気工業	8,600	3,835.00	32,981,000	
6976	太陽誘電	3,500	5,380.00	18,830,000	
7276	小糸製作所	5,700	6,790.00	38,703,000	
7735	S C R E E Nホールディングス	3,700	9,550.00	35,335,000	
8035	東京エレクトロン	1,400	45,370.00	63,518,000	
6201	豊田自動織機	3,800	9,300.00	35,340,000	
6902	デンソー	5,700	7,330.00	41,781,000	
7012	川崎重工業	10,400	2,280.00	23,712,000	

7203	トヨタ自動車	10,500	9,829.00	103,204,500	
7267	本田技研工業	5,100	3,440.00	17,544,000	
7269	スズキ	5,300	4,479.00	23,738,700	
7282	豊田合成	13,500	2,649.00	35,761,500	
7733	オリンパス	15,800	2,240.00	35,392,000	
7741	HOYA	1,100	15,120.00	16,632,000	
7747	朝日インテック	11,200	2,953.00	33,073,600	
7951	ヤマハ	4,100	6,130.00	25,133,000	
7974	任天堂	500	60,120.00	30,060,000	
9020	東日本旅客鉄道	1,500	7,515.00	11,272,500	
9022	東海旅客鉄道	300	16,155.00	4,846,500	
9143	SGホールディングス	5,400	3,025.00	16,335,000	
9104	商船三井	2,900	5,000.00	14,500,000	
3769	GMOペイメントゲートウェイ	2,000	14,420.00	28,840,000	
3774	インターネットイニシアティブ	9,500	3,585.00	34,057,500	
3994	マネーフォワード	3,900	6,870.00	26,793,000	
4385	メルカリ	2,000	5,670.00	11,340,000	
4443	Sansan	3,100	8,970.00	27,807,000	
4689	Zホールディングス	31,700	581.10	18,420,870	
7518	ネットワンシステムズ	5,100	3,785.00	19,303,500	
8056	日本ユニシス	7,500	3,420.00	25,650,000	
9433	KDDI	11,100	3,469.00	38,505,900	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	4,300	5,750.00	24,725,000	
9984	ソフトバンクグループ	10,400	7,106.00	73,902,400	
8001	伊藤忠商事	6,200	3,273.00	20,292,600	
8031	三井物産	24,400	2,554.00	62,317,600	
3092	ZOZO	2,700	3,470.00	9,369,000	
3563	FOOD & LIFE COMPANIE	7,400	4,290.00	31,746,000	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	10,800	2,396.00	25,876,800	
8252	丸井グループ	9,900	1,974.00	19,542,600	
9983	ファーストリテイリング	400	75,810.00	30,324,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	129,800	580.00	75,284,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	11,900	3,693.00	43,946,700	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	10,500	1,846.00	19,383,000	
8473	SBIホールディングス	9,900	2,596.00	25,700,400	
8750	第一生命ホールディングス	14,300	1,973.50	28,221,050	
8766	東京海上ホールディングス	4,700	5,252.00	24,684,400	
8801	三井不動産	6,100	2,573.00	15,695,300	
2413	エムスリー	1,600	7,560.00	12,096,000	
2427	アウトソーシング	21,600	2,114.00	45,662,400	

4751	サイバーエージェント	5,500	2,228.00	12,254,000	
6532	ベイカレント・コンサルティング	1,600	42,400.00	67,840,000	
合 計		760,100		2,571,630,220	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 日本債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

資産の部		
流動資産		
コール・ローン		375,743,944
国債証券		5,297,051,300
社債券		3,228,718,000
未収利息		18,870,363
前払費用		356,222
流動資産合計		8,920,739,829
資産合計		8,920,739,829
負債の部		
流動負債		
未払解約金		57,645,465
未払利息		372
流動負債合計		57,645,837
負債合計		57,645,837
純資産の部		
元本等		
元本		5,915,289,845
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		2,947,804,147
元本等合計		8,863,093,992
純資産合計		8,863,093,992
負債純資産合計		8,920,739,829

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## （貸借対照表に関する注記）

	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1. 期首	令和 2年 7月23日
期首元本額	5,556,323,943円
期中追加設定元本額	906,701,657円
期中一部解約元本額	547,735,755円
元本の内訳	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	2,531,817,646円
三菱UFJ 日本債券ファンドF（適格機関投資家限定）	57,102,838円
三菱UFJ グローバルバランス（積極型）	171,843,668円
三菱UFJ グローバルバランス（安定型）	252,352,138円
三菱UFJ グローバルバランスVA	18,158,370円
三菱UFJ 国内バランス20	1,075,081,344円
三菱UFJ <DC>日本債券ファンド	1,347,165,612円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	164,063,306円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	178,820,467円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	118,884,456円
合計	5,915,289,845円
2. 受益権の総数	5,915,289,845口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

区分	自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券          売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引          デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品          上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	16,505,500
社債券	9,562,000
合計	6,943,500

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	1.4983円
(1万口当たり純資産額)	(14,983円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第426回利付国債（2年）	80,000,000	80,216,000	
	第5回利付国債（40年）	70,000,000	95,989,600	
	第7回利付国債（40年）	50,000,000	64,925,500	
	第10回利付国債（40年）	40,000,000	42,585,600	
	第11回利付国債（40年）	40,000,000	41,286,800	
	第14回利付国債（40年）	10,000,000	9,907,700	
	第350回利付国債（10年）	40,000,000	40,616,800	
	第351回利付国債（10年）	40,000,000	40,640,400	
	第352回利付国債（10年）	80,000,000	81,328,000	
	第354回利付国債（10年）	120,000,000	121,989,600	
	第356回利付国債（10年）	70,000,000	71,092,000	
	第357回利付国債（10年）	10,000,000	10,152,200	
	第360回利付国債（10年）	210,000,000	212,601,900	
	第361回利付国債（10年）	10,000,000	10,113,000	
	第363回利付国債（10年）	40,000,000	40,355,600	
	第23回利付国債（30年）	50,000,000	66,831,000	
	第26回利付国債（30年）	30,000,000	39,982,800	
	第27回利付国債（30年）	10,000,000	13,556,000	

第28回利付国債（30年）	30,000,000	40,885,500	
第29回利付国債（30年）	20,000,000	27,049,200	
第30回利付国債（30年）	50,000,000	67,040,000	
第31回利付国債（30年）	20,000,000	26,563,800	
第32回利付国債（30年）	40,000,000	54,079,200	
第33回利付国債（30年）	40,000,000	52,032,000	
第34回利付国債（30年）	50,000,000	67,127,000	
第36回利付国債（30年）	60,000,000	78,834,600	
第37回利付国債（30年）	40,000,000	51,902,800	
第38回利付国債（30年）	10,000,000	12,801,700	
第39回利付国債（30年）	50,000,000	65,166,500	
第42回利付国債（30年）	30,000,000	37,980,000	
第44回利付国債（30年）	30,000,000	38,061,900	
第46回利付国債（30年）	50,000,000	61,351,500	
第47回利付国債（30年）	20,000,000	25,016,800	
第49回利付国債（30年）	30,000,000	36,186,300	
第50回利付国債（30年）	50,000,000	53,349,500	
第53回利付国債（30年）	20,000,000	20,336,000	
第54回利付国債（30年）	80,000,000	85,068,800	
第58回利付国債（30年）	110,000,000	116,391,000	
第60回利付国債（30年）	100,000,000	108,140,000	
第61回利付国債（30年）	40,000,000	41,183,200	
第67回利付国債（30年）	150,000,000	149,082,000	
第105回利付国債（20年）	50,000,000	58,026,500	
第110回利付国債（20年）	40,000,000	46,834,800	
第111回利付国債（20年）	40,000,000	47,343,200	
第113回利付国債（20年）	50,000,000	58,990,500	
第114回利付国債（20年）	70,000,000	82,904,500	
第116回利付国債（20年）	50,000,000	59,847,500	
第118回利付国債（20年）	50,000,000	59,161,500	
第121回利付国債（20年）	30,000,000	35,328,900	
第123回利付国債（20年）	80,000,000	95,972,000	
第125回利付国債（20年）	70,000,000	84,896,000	
第128回利付国債（20年）	110,000,000	130,557,900	
第130回利付国債（20年）	80,000,000	94,424,800	
第132回利付国債（20年）	60,000,000	70,387,800	
第136回利付国債（20年）	90,000,000	104,884,200	
第137回利付国債（20年）	50,000,000	58,942,500	
第140回利付国債（20年）	50,000,000	59,082,500	
第141回利付国債（20年）	40,000,000	47,400,400	
第143回利付国債（20年）	100,000,000	117,607,000	
第145回利付国債（20年）	50,000,000	59,511,500	

第146回利付国債(20年)	110,000,000	131,285,000	
第147回利付国債(20年)	40,000,000	47,348,800	
第148回利付国債(20年)	30,000,000	35,201,100	
第149回利付国債(20年)	100,000,000	117,528,000	
第150回利付国債(20年)	80,000,000	93,136,000	
第152回利付国債(20年)	90,000,000	102,636,900	
第153回利付国債(20年)	90,000,000	103,949,100	
第154回利付国債(20年)	90,000,000	102,808,800	
第155回利付国債(20年)	90,000,000	100,358,100	
第157回利付国債(20年)	50,000,000	49,963,500	
第158回利付国債(20年)	60,000,000	62,554,800	
第159回利付国債(20年)	80,000,000	84,528,000	
第160回利付国債(20年)	70,000,000	75,025,300	
第162回利付国債(20年)	100,000,000	105,515,000	
第164回利付国債(20年)	70,000,000	72,622,200	
第166回利付国債(20年)	130,000,000	138,934,900	
第167回利付国債(20年)	40,000,000	41,356,800	
第169回利付国債(20年)	10,000,000	9,957,700	
第172回利付国債(20年)	50,000,000	50,437,500	
国債証券 合計	4,660,000,000	5,297,051,300	
社債券			
第23回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,991,000	
第6回マラヤン・バンキング	200,000,000	199,682,000	
第1回パークレイズ・ピーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	101,695,000	
第3回ソシエテ ジェネラル円貨社債(2018)	100,000,000	100,721,000	
NATWEST MARKETS	100,000,000	100,378,000	
UBS GROUP FUNDING(SWITZERLAND)	100,000,000	100,259,000	
第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	100,399,000	
第16回Zホールディングス	100,000,000	100,983,000	
第34回ソニー	100,000,000	100,143,000	
第43回IHI	100,000,000	99,686,000	
第15回JA三井リース	100,000,000	100,233,000	
第1回明治安田生命2017基金	100,000,000	100,111,000	
第9回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	100,194,000	
第1回日本生命2019基金	100,000,000	99,990,000	
第1回明治安田生命2019基金	100,000,000	100,020,000	
第1回楽天カード	100,000,000	99,902,000	
第13回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	109,543,000	
第14回住友信託銀行劣後特約付	100,000,000	109,168,000	
第1回みずほフィナンシャルグループ	100,000,000	101,338,000	
第20回みずほ銀行(劣後特約付)	200,000,000	202,114,000	

第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	100,399,000	
第91回トヨタファイナンス	100,000,000	100,299,000	
第16回イオンフィナンシャルサービス	200,000,000	200,052,000	
第75回アコム	100,000,000	100,171,000	
第79回アコム	100,000,000	100,095,000	
第1回野村ホールディングス	100,000,000	100,123,000	
第2回ソフトバンク	100,000,000	100,314,000	
第8回ソフトバンク	100,000,000	100,393,000	
第482回九州電力	100,000,000	100,322,000	
社債券 合計	3,200,000,000	3,228,718,000	
合計	7,860,000,000	8,525,769,300	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 外国株式マザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

資産の部	
流動資産	
預金	198,488,217
コール・ローン	96,617,877
株式	12,890,450,288
投資証券	281,523,413
派生商品評価勘定	13,338
未収配当金	13,974,295
流動資産合計	13,481,067,428
資産合計	13,481,067,428
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	392,235
未払金	53,020,811
未払解約金	26,652,616
未払利息	95
流動負債合計	80,065,757
負債合計	80,065,757
純資産の部	
元本等	
元本	4,074,750,879
剰余金	
剰余金又は欠損金 ( )	9,326,250,792

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

元本等合計	13,401,001,671
純資産合計	13,401,001,671
負債純資産合計	13,481,067,428

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1. 期首	令和 2年 7月23日
期首元本額	4,223,651,806円
期中追加設定元本額	255,792,812円
期中一部解約元本額	404,693,739円
元本の内訳	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	583,605,967円
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	60,045,556円
三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	37,210,262円
三菱UFJ グローバルバランスVA	2,654,308円
三菱UFJ <DC>海外株式オープン	3,314,250,442円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	9,539,174円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	26,135,949円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	41,309,221円
合計	4,074,750,879円
2. 受益権の総数	4,074,750,879口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>

区分	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,650,322,569
投資証券	56,657,993
合計	1,706,980,562

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

[ 令和 3年 7月26日現在 ]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	2,557,952		2,571,290	13,338
	売建				
	アメリカドル	43,837,652		44,215,480	377,828
	香港ドル	2,557,952		2,572,359	14,407
	合計	48,953,556		49,359,129	378,897

## (注)時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	3,288円
(1万口当たり純資産額)	(32,888円)

## 附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	23,868	20.21	482,372.28	
	LOCKHEED MARTIN CORP	4,392	380.77	1,672,341.84	
	OTIS WORLDWIDE CORP	24,383	88.52	2,158,383.16	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	20,912	85.81	1,794,458.72	
	HASBRO INC	25,468	92.41	2,353,497.88	
	COMCAST CORP-CLASS A	39,080	58.36	2,280,708.80	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	18,211	98.40	1,791,962.40	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	5,702	333.55	1,901,902.10	
	MEDTRONIC PLC	9,662	128.54	1,241,953.48	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	9,017	417.70	3,766,400.90	
	ABBVIE INC	27,940	118.19	3,302,228.60	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	50,327	68.34	3,439,347.18	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	61,133	43.63	2,667,232.79	
	M & T BANK CORP	15,752	129.33	2,037,206.16	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	31,733	121.36	3,851,116.88	
	SYNCHRONY FINANCIAL	39,068	46.51	1,817,052.68	
	ASSURANT INC	15,354	155.02	2,380,177.08	
	PROGRESSIVE CORP	18,383	94.73	1,741,421.59	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	24,631	148.83	3,665,831.73	
	INTUIT INC	5,002	528.43	2,643,206.86	
MICROSOFT CORP	17,119	289.67	4,958,860.73		

	PAYCHEX INC	9,434	112.25	1,058,966.50	
	VISA INC-CLASS A SHARES	13,742	249.02	3,422,032.84	
	TE CONNECTIVITY LTD	11,258	138.35	1,557,544.30	
	TELUS CORP	157,022	22.01	3,456,054.22	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	17,339	186.85	3,239,792.15	
	アメリカドル 小計	695,932		64,682,053.85 (7,149,954,232)	
オーストラリアドル	ANSELL LTD	30,299	41.13	1,246,197.87	
	オーストラリアドル 小計	30,299		1,246,197.87 (101,266,038)	
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	165,048	5.52	911,064.96	
	FERGUSON PLC	22,411	103.95	2,329,623.45	
	DIAGEO PLC	64,242	35.05	2,252,003.31	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	50,488	62.64	3,162,568.32	
	ASTRAZENECA PLC	25,796	84.80	2,187,500.80	
	PRUDENTIAL PLC	158,587	13.64	2,163,919.61	
	イギリスポンド 小計	486,572		13,006,680.45 (1,976,104,960)	
香港ドル	CHINA FEIHE LTD	801,000	16.58	13,280,580.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	57,900	164.80	9,541,920.00	
	香港ドル 小計	858,900		22,822,500.00 (324,764,175)	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	52,700	30.21	1,592,067.00	
	シンガポールドル 小計	52,700		1,592,067.00 (129,243,999)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	27,252	570.90	15,558,166.80	
	デンマーククローネ 小計	27,252		15,558,166.80 (272,112,337)	
メキシコペソ	WALMART DE MEXICO SAB DE CV	376,538	64.86	24,422,254.68	
	メキシコペソ 小計	376,538		24,422,254.68 (134,490,914)	
ニュー台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	183,000	585.00	107,055,000.00	
	ニュー台湾ドル 小計	183,000		107,055,000.00 (421,796,700)	
ユーロ	SCHNEIDER ELECTRIC SE	12,062	140.18	1,690,851.16	
	RELX PLC	160,883	24.31	3,911,065.73	
	ESSILORLUXOTTICA	9,849	155.12	1,527,776.88	
	KERING	2,094	747.60	1,565,474.40	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	2,774	674.00	1,869,676.00	
	UNILEVER PLC	51,490	48.47	2,495,720.30	
	SANOFI	42,641	88.07	3,755,392.87	

AMADEUS IT GROUP SA	26,419	56.46	1,491,616.74
ユーロ 小計	308,212		18,307,574.08 (2,380,716,933)
合 計	3,019,405		12,890,450,288 (12,890,450,288)

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	8,928	2,546,801.28	
アメリカドル合計			8,928	2,546,801.28 (281,523,413)	
合 計				281,523,413 (281,523,413)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 26銘柄	96.21%		54.28%
	投資証券 1銘柄		3.79%	2.14%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	100.00%		0.77%
イギリスポンド	株式 6銘柄	100.00%		15.00%
香港ドル	株式 2銘柄	100.00%		2.47%
シンガポールドル	株式 1銘柄	100.00%		0.98%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.00%		2.07%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.00%		1.02%
ニュー台湾ドル	株式 1銘柄	100.00%		3.20%
ユーロ	株式 8銘柄	100.00%		18.07%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）	
[ 令和 3年 7月26日現在 ]	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	2,010,961,329
コール・ローン	190,872,123
国債証券	43,652,099,722
特殊債券	1,893,866,036
社債券	589,150,986
未収入金	1,341,439,042
未収利息	280,437,833
前払費用	32,035,651
流動資産合計	49,990,862,722
資産合計	49,990,862,722
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	1,667,983,486
未払解約金	28,492,835
未払利息	189
流動負債合計	1,696,476,510
負債合計	1,696,476,510
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	14,441,336,174
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	33,853,050,038
元本等合計	48,294,386,212
純資産合計	48,294,386,212
負債純資産合計	49,990,862,722

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## （重要な会計上の見積りに関する注記）

[令和 3年 7月26日現在]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## （貸借対照表に関する注記）

	[令和 3年 7月26日現在]
1. 期首	令和 2年 7月23日
期首元本額	14,419,693,520円
期中追加設定元本額	1,424,840,094円
期中一部解約元本額	1,403,197,440円
元本の内訳	
三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）	3,489,341,083円
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	569,311,778円
三菱UFJ ライフプラン 25	25,433,099円
三菱UFJ ライフプラン 50	55,321,429円
三菱UFJ ライフプラン 75	14,076,568円
三菱UFJ 海外債券オープン	4,381,770,716円
三菱UFJ 海外債券オープン（3ヵ月決算型）	3,632,419,324円
三菱UFJ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	21,631,344円
三菱UFJ 海外債券オープンVA（適格機関投資家限定）	60,734,705円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	44,830,126円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	159,770,834円
三菱UFJ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	1,840,497,579円
三菱UFJ グローバルバランス（積極型）	21,408,401円
三菱UFJ グローバルバランス（安定型）	15,954,788円
三菱UFJ グローバルバランスVA	1,141,793円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	7,473,317円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	4,848,815円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	3,042,273円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	2,772,569円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	1,083,874円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	966,968円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	6,651,488円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	13,575,072円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	8,462,429円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	4,069,419円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	11,651,479円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	10,800,024円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	6,256,608円

	[令和 3年 7月26日現在]
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	11,271,202円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	14,767,070円
合計	14,441,336,174円
2. 受益権の総数	14,441,336,174口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 7月23日 至 令和 3年 7月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 3年 7月26日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

区分	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	645,460,251
特殊債券	55,432,027
社債券	14,777,926
合計	715,670,204

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 令和 3年 7月26日現在 ]
1口当たり純資産額	3.3442円
(1万口当たり純資産額)	(33,442円)

## 附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
アメリカドル	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	15,000,000.00	14,795,507.79		
		1.25 T-BOND 500515	500,000.00	422,636.71		
		1.375 T-BOND 500815	1,000,000.00	872,031.25		
		1.625 T-NOTE 260215	19,000,000.00	19,815,664.05		
		1.75 T-NOTE 230515	31,000,000.00	31,870,664.04		
		1.875 T-BOND 510215	16,500,000.00	16,266,679.67		
		2 T-BOND 500215	500,000.00	506,914.06		
		2 T-NOTE 221031	35,000,000.00	35,835,351.54		
		2 T-NOTE 250815	19,000,000.00	20,080,625.00		
		2.25 T-NOTE 271115	12,000,000.00	12,967,968.74		
		2.75 T-NOTE 240215	13,500,000.00	14,347,441.39		
		2.875 T-BOND 490515	200,000.00	241,085.93		
		3.125 T-BOND 430215	7,500,000.00	9,183,691.39		
		3.125 T-BOND 440815	3,000,000.00	3,694,453.12		
		3.875 T-BOND 400815	4,000,000.00	5,378,750.00		
		4.5 T-BOND 360215	500,000.00	699,218.75		
		4.75 T-BOND 410215	5,000,000.00	7,491,796.87		
		国債証券 小計		183,200,000.00	194,470,480.30 (21,496,766,892)	
		特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000.00	9,669,684.70	
		特殊債券 小計		10,000,000.00	9,669,684.70 (1,068,886,946)	
	社債券	3.875 COOPERATIEV 220208	4,000,000.00	4,078,494.24		
		7 IBM CORP 251030	1,000,000.00	1,251,259.57		
	社債券 小計		5,000,000.00	5,329,753.81 (589,150,986)		
アメリカドル合計			198,200,000.00	209,469,918.81 (23,154,804,824)		
カナダドル	国債証券	0.25 CAN GOVT 230201	4,000,000.00	3,995,340.00		
		1.5 CAN GOVT 260601	400,000.00	413,216.00		
		2 CAN GOVT 280601	700,000.00	747,171.60		
		2 CAN GOVT 511201	1,500,000.00	1,577,379.00		
		2.25 CAN GOVT 290601	9,000,000.00	9,814,968.00		
カナダドル合計			15,600,000.00	16,548,074.60 (1,454,079,315)		
オーストラリアドル	国債証券	1.75 AUST GOVT 510621	1,200,000.00	1,115,617.00		
	国債証券 小計		1,200,000.00	1,115,617.00 (90,655,037)		

	特殊債券	1.7 EIB 241115	1,000,000.00	1,039,009.00	
		3.2 INTL FINAN 271018	3,500,000.00	3,949,168.65	
	特殊債券 小計		4,500,000.00	4,988,177.65	(405,339,315)
オーストラリアドル合計			5,700,000.00	6,103,794.65	(495,994,352)
イギリス ポンド	国債証券	0.125 GILT 230131	500,000.00	500,411.20	
		1.25 GILT 411022	4,000,000.00	4,184,396.80	
		1.75 GILT 490122	1,500,000.00	1,766,822.40	
		4.25 GILT 551207	1,900,000.00	3,723,018.46	
		4.75 GILT 301207	5,500,000.00	7,583,164.60	
	国債証券 小計		13,400,000.00	17,757,813.46	(2,697,944,598)
	特殊債券	6 EIB 281207	2,000,000.00	2,762,060.00	
	特殊債券 小計		2,000,000.00	2,762,060.00	(419,639,775)
イギリスポンド合計			15,400,000.00	20,519,873.46	(3,117,584,373)
シンガ ポールド ル	国債証券	2.375 SINGAPOGOV 250601	1,700,000.00	1,814,240.00	
		2.75 SINGAPOGOVT 460301	600,000.00	711,900.00	
シンガポールドル合計			2,300,000.00	2,526,140.00	(205,072,045)
マレーシ アリン ギット	国債証券	3.882 MALAYSIAGOV 220310	1,500,000.00	1,519,746.30	
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	4,000,000.00	4,213,436.80	
		3.9 MALAYSIAGOVT 261130	3,000,000.00	3,190,259.40	
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	2,600,000.00	2,842,185.32	
マレーシアリングット合計			11,100,000.00	11,765,627.82	(307,598,220)
スウェー デンク ローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	3,000,000.00	2,994,145.86	
		0.75 SWD GOVT 280512	5,000,000.00	5,271,650.00	
		1 SWD GOVT 261112	6,000,000.00	6,372,990.00	
スウェーデンクローネ合計			14,000,000.00	14,638,785.86	(185,912,580)
ノル ウェー クロー ネ	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	2,000,000.00	2,035,770.00	
		1.5 NORWE GOVT 260219	8,000,000.00	8,204,371.20	
ノルウェークローネ合計			10,000,000.00	10,240,141.20	(127,592,159)
メキシコ ペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	15,000,000.00	16,663,284.00	
		6.5 MEXICAN BONOS 220609	10,000,000.00	10,086,189.00	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	20,000,000.00	20,729,926.00	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	10,000,000.00	10,542,900.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	20,000,000.00	21,899,620.00	

メキシコペソ合計			75,000,000.00	79,921,919.00 (440,122,015)
イスラエル シケル	国債証券	0.75 ISRAEL FIXED 220731	1,000,000.00	1,007,250.00
		1 ISRAEL FIXED BO 300331	4,000,000.00	3,998,800.00
イスラエルシケル合計			5,000,000.00	5,006,050.00 (169,226,516)
ポーランド ズロチ	国債証券	2.5 POLAND 240425	7,200,000.00	7,598,520.00
		2.75 POLAND 291025	3,500,000.00	3,871,700.00
ポーランドズロチ合計			10,700,000.00	11,470,220.00 (325,673,956)
ユーロ	国債証券	0 ITALY GOVT 260401	10,000,000.00	10,020,687.00
		0 NETH GOVT 520115	300,000.00	287,216.70
		0 O.A.T 301125	4,000,000.00	4,065,700.00
		0.2 IRISH GOVT 301018	1,000,000.00	1,031,886.00
		0.25 BUND 280815	3,700,000.00	3,933,935.09
		0.25 ITALY GOVT 280315	1,500,000.00	1,502,842.20
		0.25 NETH GOVT 290715	4,000,000.00	4,222,920.00
		0.4 IRISH GOVT 350515	400,000.00	411,968.00
		0.5 SPAIN GOVT 300430	4,500,000.00	4,666,293.00
		0.75 O.A.T 520525	3,800,000.00	3,849,620.40
		0.9 BEL GOVT 290622	4,800,000.00	5,276,385.60
		0.95 ITALY GOVT 300801	1,000,000.00	1,038,804.00
		1 SPAIN GOVT 501031	2,500,000.00	2,398,555.00
		1.1 IRISH GOVT 290515	1,500,000.00	1,663,104.00
		1.25 BUND 480815	1,500,000.00	1,993,243.50
		1.25 O.A.T 360525	7,000,000.00	8,071,686.00
		1.6 BEL GOVT 470622	700,000.00	867,501.60
		1.7 BEL GOVT 500622	400,000.00	508,692.64
		1.75 ITALY GOVT 240701	13,000,000.00	13,771,550.00
		1.85 ITALY GOVT 240515	3,000,000.00	3,181,352.10
		1.95 SPAIN GOVT 260430	11,000,000.00	12,232,660.00
		2.35 SPAIN GOVT 330730	9,000,000.00	11,069,622.00
		2.45 ITALY GOVT 330901	2,000,000.00	2,372,982.80
		2.45 ITALY GOVT 500901	5,500,000.00	6,582,510.00
4.75 BUND 400704	2,200,000.00	4,298,628.40		
4.75 ITALY GOVT 280901	3,300,000.00	4,337,998.50		
4.9 SPAIN GOVT 400730	400,000.00	693,768.16		
5 ITALY GOVT 400901	2,000,000.00	3,265,272.00		
5.9 SPAIN GOVT 260730	5,000,000.00	6,586,371.00		
ユーロ合計			109,000,000.00	124,203,755.69 (16,151,456,389)
				46,135,116,744

合計			
----	--	--	--

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率	
アメリカドル	国債証券	17銘柄	92.84%	46.60%
	特殊債券	1銘柄	4.62%	2.32%
	社債券	2銘柄	2.54%	1.28%
カナダドル	国債証券	5銘柄	100.00%	3.15%
オーストラリアドル	国債証券	1銘柄	18.28%	0.20%
	特殊債券	2銘柄	81.72%	0.88%
イギリスポンド	国債証券	5銘柄	86.54%	5.85%
	特殊債券	1銘柄	13.46%	0.91%
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.00%	0.44%
マレーシアリングgit	国債証券	4銘柄	100.00%	0.67%
スウェーデンクローネ	国債証券	3銘柄	100.00%	0.40%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	100.00%	0.28%
メキシコペソ	国債証券	5銘柄	100.00%	0.95%
イスラエルシェケル	国債証券	2銘柄	100.00%	0.37%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	100.00%	0.71%
ユーロ	国債証券	29銘柄	100.00%	35.01%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【三菱UFJ グローバルバランス(積極型)】

## 【純資産額計算書】

令和 3年 7月30日現在

(単位:円)

資産総額	956,855,632
負債総額	6,292,473
純資産総額( - )	950,563,159
発行済口数	801,551,739口
1口当たり純資産価額( / )	1.1859
(10,000口当たり)	(11,859)

## 【三菱UFJ グローバルバランス(安定型)】

## 【純資産額計算書】

令和 3年 7月30日現在

(単位:円)

資産総額	790,893,605
負債総額	4,981,204
純資産総額( - )	785,912,401
発行済口数	672,754,642口
1口当たり純資産価額( / )	1.1682
(10,000口当たり)	(11,682)

(参考)

日本株式マザーファンド

## 純資産額計算書

令和 3年 7月30日現在

(単位:円)

資産総額	2,725,523,245
負債総額	6,303,428
純資産総額( - )	2,719,219,817
発行済口数	592,029,186口

1口当たり純資産価額（ / ）	4.5931
（10,000口当たり）	（45,931）

## 日本債券マザーファンド

## 純資産額計算書

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産総額	9,050,919,543
負債総額	107,422,083
純資産総額（ - ）	8,943,497,460
発行済口数	5,966,845,547口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4989
（10,000口当たり）	（14,989）

## 外国株式マザーファンド

## 純資産額計算書

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産総額	13,532,990,246
負債総額	138,839,413
純資産総額（ - ）	13,394,150,833
発行済口数	4,097,629,651口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.2688
（10,000口当たり）	（32,688）

## 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

## 純資産額計算書

令和 3年 7月30日現在

（単位：円）

資産総額	49,080,715,779
負債総額	872,307,700
純資産総額（ - ）	48,208,408,079
発行済口数	14,465,667,019口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.3326

( 10,000口当たり )

( 33,326 )

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### ( 1 ) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### ( 2 ) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### ( 3 ) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### ( 4 ) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### ( 5 ) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### ( 6 ) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額等

2021年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### （2）委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年7月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	888	17,602,272
追加型公社債投資信託	16	1,428,960
単位型株式投資信託	82	380,197
単位型公社債投資信託	45	190,275
合計	1,031	19,601,705

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」「(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,398,457	2 56,803,388
有価証券	1,960,318	2,001
前払費用	575,904	598,135
未収入金	14,559	31,359
未収委託者報酬	10,296,453	13,216,357
未収収益	2 638,994	2 662,230
金銭の信託	100,000	2,300,000

その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	687,565	533,622
未払金		
未払収益分配金	131,478	158,856
未払償還金	395,400	133,877
未払手数料	2 4,026,078	2 5,200,810
その他未払金	2 3,818,195	2 4,412,521
未払費用	2 4,402,578	2 4,755,909
未払消費税等	629,469	752,617
未払法人税等	617,341	873,027
賞与引当金	933,517	933,381
役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938

時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	2 27,106,451	2 26,689,896
広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490

印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費		8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入		16,395
事務過誤費	3,483	
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747
経常利益	13,753,799	13,368,595
特別利益		
投資有価証券売却益	174,842	2,007,655
特別利益合計	174,842	2,007,655
特別損失		
投資有価証券売却損	75,963	51,737
投資有価証券評価損	163,865	26,317
固定資産除却損	1 8,832	1 536

固定資産売却損		435	
特別損失合計		249,096	78,591
税引前当期純利益		13,679,545	15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2
法人税等調整額		79,824	19,122
法人税等合計		4,226,359	4,736,304
当期純利益		9,453,186	10,561,354

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法に

については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・ 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・ 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

## (1)概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準( IFRS )においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

## (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

## 2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

## (損益計算書関係)

## 1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

## 2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--	--------------------------------------	-------------------------------------

支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

## 借主側

## オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

## (3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

## (1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

## (有価証券関係)

## 1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2.その他有価証券

## 第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 3.売却したその他有価証券

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

## 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## (退職給付関係)

### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

### 2.確定給付制度

#### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

#### (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

#### (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	203,136	161,333
未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
---------------------	---------	---------

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る退職給付費用	269,848	329,255

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756

減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等  投資の助言  役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)  投資助言料 (注3)	5,234,629 千円  583,270 千円	未払手数料  未払費用	712,210 千円  302,681 千円

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等  投資の助言  役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)  投資助言料 (注3)	5,128,270 千円  523,327 千円	未払手数料  未払費用	772,495 千円  290,120 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

## 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社七十七銀行	24,658 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3) 再委託先

名称：ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

資本金の額：94百万英ポンド（2021年7月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社から外国株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年7月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年10月21日	有価証券届出書
2020年10月21日	有価証券報告書
2021年 4月21日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年 4月21日	半期報告書

# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和3年9月1日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJグローバルバランス（積極型）の令和2年7月23日から令和3年7月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJグローバルバランス（積極型）の令和3年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和3年9月1日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJグローバルバランス（安定型）の令和2年7月23日から令和3年7月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJグローバルバランス（安定型）の令和3年7月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。